

紀美野町第1回定例会会議録

令和6年3月6日（水曜日）

○議事日程（第3号）

令和6年3月6日（水） 午前9時00分開議

第 1 一般質問

第 2 議案第 7号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例の制定について

第 3 議案第 8号 紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例について

第 4 議案第 9号 紀美野町児童館条例等の一部を改正する条例について

第 5 議案第10号 紀美野町スポーツ公園条例の一部を改正する条例について

第 6 議案第11号 紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例に
ついて

第 7 議案第12号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第13号 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第14号 紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について

第10 議案第15号 紀美野町給水条例の一部を改正する条例について

第11 議案第16号 紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例に
ついて

第12 議案第17号 紀美野町道路線の変更について

第13 議案第18号 紀美野町道路線の認定について

第14 議案第19号 工事請負契約の締結について

第15 議案第20号 工事請負契約の変更について

第16 議案第21号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

第17 議案第22号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

第18 議案第23号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

第19 議案第24号 教育委員会教育長の任命の同意について

第20 議案第25号 教育委員会委員の任命の同意について

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 0 まで

○議員定数 12 名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	徳 田 拓 嗣
2 番	中 原 和 也
3 番	桐 山 尚 己
4 番	藤 井 基 彰
5 番	上 柏 皖 亮
6 番	埴 谷 高 夫
7 番	七良浴 光
8 番	北 道 勝 彦
9 番	向井中 洋 二
10 番	伊 都 堅 仁
11 番	美 濃 良 和
12 番	美 野 勝 男

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町	長 小 川 裕 康
副 町	長 細 峪 康 則
教 育	長 東 中 啓 吉
消 防	長 家 本 宏
総 務 課	長 坂 詳 吾
企 画 管 財 課	長 中 前 貴 康

住 民 課 長 東 浦 功 三
税 務 課 長 坂 昌 美
保 健 福 祉 課 長 森 谷 善 彦
産 業 課 長 吉 見 將 人
建 設 課 長 米 田 和 弘
教 育 次 長 曲 里 充 司
会 計 管 理 者 太 田 具 文
水 道 課 長 長 生 正 信
まちづくり課長 湯 上 増 巳
美 里 支 所 長 (湯 上 増 巳)
代 表 監 査 委 員 菊 本 邦 夫
農業委員会事務局長 (吉 見 將 人)

○欠席したもの

農 業 委 員 会 会 長 宮 西 幸 次

○出席事務局職員

事 務 局 長 井 戸 向 朋 紀
事 務 局 書 記 西 本 貴 哉

開 議

○議長（美野勝男） 皆さん、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

○議長（美野勝男） それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議長（美野勝男） 日程第1、一般質問を行います。

本日は一般質問の通告において、質問の相手が農業委員会会長とありますが、代わって委任を受けた農業委員会事務局長が答弁することになりますので、あらかじめ御了承願います。

質問者は、一つの項目の質問を終了し、次の質問事項に入る場合は、質問の区切りが明確になるように、次に何々について質問しますと発言願います。

なお、議長の許可を得て通告項目の順を変更することができます。

一問一答方式により、質問時間は40分です。

本日は3人の登壇を予定しています。

それでは、順番に発言を許します。

2番、中原和也議員。

（2番 中原和也 登壇）

○2番（中原和也） おはようございます。それでは議長の許しを得て、一般質問をさせていただきます。

防災について質問をさせていただきます。

和歌山県では、東日本大震災と紀伊半島大水害を教訓に23の政策を生み出しています。その事前準備として、災害による犠牲者ゼロを目指して対策を進めると定めています。昨年6月2日の水害を教訓に、紀美野町ではどれだけの教訓が生み出されたのでしょうか。また、これから起こり得る災害と対策について、復旧対策はどのように行うのか、お聞きします。

そして、防災・減災でとても大事なのが自主防災活動ですが、昨年、各地区で実施された防災訓練内容と訓練に参加された合計人数をお聞きします。

(2番 中原和也 降壇)

○議長(美野勝男) それでは、中原和也議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂総務課長。

(総務課長 坂 詳吾 登壇)

○総務課長(坂 詳吾) 皆さん、おはようございます。それでは、私のほうから中原議員の防災についての御質問にお答えいたします。

紀美野町では、令和5年6月2日の豪雨災害を受けまして、6月2日当日の高齢者等避難の発令タイミングが遅れたこと、真国川流域に緊急安全確保を発令できなかったこと、役場での土のうへの対応や道路の通行規制への対応などの反省点を踏まえ、今後の災害対策として、避難場所・避難所の見直し、避難情報等発令のタイミングの改善、真国川の避難情報発令タイムラインの見直し、土のう対応についての改善、浸水等の危険がある道路の早期封鎖処置、災害対策本部の設置基準の見直しなどを行いました。

また、これから起こり得る災害については、事前に予報がなされる場合には、気象台と密に連携を取り、情報の収集に当たり、住民全員の安全を確保できるように防災行政無線やスマートフォンアプリきみのナビ等を活用し、情報の発信を行っているところでございます。

また、復旧対策についてですが、災害救助法や被災者生活再建支援法、災害弔慰金の支給等に関する法律などを活用し、被災者の方々の支援を行っていきたいと考えております。

また、道路などのインフラにつきましても、国・県の補助金を活用し、できる限り早期の復旧に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、自主防災組織の訓練の実施状況でございます。令和5年度の自主防災組織の訓練は、合同訓練も含めて7組織で計4回行われました。

まず、7月に西野地区が資機材の点検、操作訓練と非常食の確認・補充を行いました。8月には、下神野地区、福田地区、上神野地区、国吉地区が合同訓練を実施いたしました。内容といたしましては、総務課による6月2日の水害の説明、保健福祉課による避難所での高齢者等の健康管理に関する講座、社会福祉協議会による防災グッズづくりなどを行いました。9月には、吉野地区が日本防災士会和歌山県支部から講師を招き、「災害発生前の避難行動について」と題した講演を行い、保健福祉課から災害時の避難

行動要支援者名簿の取扱い等についての説明を行いました。１１月には、下佐々地区が炊き出し訓練、土のうづくり及び積み上げ訓練、消火器使用訓練、外傷骨折の応急処置及びＡＥＤの使用訓練、倒壊家屋からの被害者救出訓練、消火栓からの放水訓練及び可搬式ポンプからの放水訓練を行いました。また、１２月には、自主防災組織協力の下、志賀野地区公民館が主催で防災・減災教室が行われ、地震・津波についての基礎講座、地震体験車、消防車の乗車体験、消火器の使用訓練、総務課からの豪雨災害の被害状況等の説明を行いました。これらの訓練には、合計で５０９人の方々に御参加をいただきました。

防災・減災対策として重要なのが、自助・共助の部分だと思っております。役場での災害・減災対策を進めることはもちろんのこと、各地区の自主防災組織等の訓練や活動を積極的に行っていただき、役場とも連携を図ることで町全体で防災・減災対策を進めていきたいと考えております。

以上、防災についての答弁とさせていただきます。

(総務課長 坂 詳吾 降壇)

○議長（美野勝男） 以上で、１回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して質問・答弁をしてください。

２番、中原和也議員。

○２番（中原和也） 答弁ありがとうございます。

７組の組織で行われたと。紀美野町全体で５０９名ということで、訓練としてはまだまだ少ない数字だと思うんですけども、こういったことをこつこつと行って、紀美野町全体に広がっていかねばならないと私は考えます。

去年の水害、必ず近いうちに起こると言われている大地震があるんですけども、災害はいつでも起こる可能性があり、想定外がもう想定内です。もう予想しないことが起こる。昨年の水害もそうですね。全然予定してないことが起こったということで、どんな災害が起きても対応できる体制が必要だと思います。

条例の中にも災害対策といういろんな条例があるんですけども、この中に防災会議というのがあるんですけども、この防災会議は去年何回行われたか、お聞きします。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） 中原議員の御質問にお答えいたします。

昨年は１回でございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 1回。昨年、非常に大きな被害を受けて、紀美野町内で亡くなられた方が1名おるということで、一般企業、公共工事の中で死亡事故が起これば、これは重大事故です。一般企業であれば業務停止です。そういったことが起こっているのに1回しか行われていないというのは、ちょっと少な過ぎるんじゃないかなと。何の話がされたのか、少し疑問があるんですけども。

この防災会議は、会長は町長となっているんですけども、委員としてどんな方が委員としておられて、何名の方がおられるのか。その1回の会議のときに出席した方をお聞きします。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） 昨年、防災会議は1回ということだったんですけども、これにつきましては、今回6月2日の災害を受けまして、町のほうでいろんな検証をしまして、その検証が途中経過ということで、その形で先ほど言いましたいろんな見直しですね、その辺を反映した形で防災会議を開かせていただいたということでちょっと1回ということになってございます。

その防災会議の委員さんなんですが、メンバーといたしましては、国土交通省近畿整備局の和歌山河川国道事務所長さんであるとか、陸上自衛隊の方であるとか、あと海草振興局の地域振興部、建設部、健康福祉部、それからあと役場の関係課の課長ですね。それから、消防団の団長さんであるとか、消防本部の消防長、それからあと西日本電信電話株式会社和歌山支店さん、関西電力送配電株式会社和歌山本部、大十バス株式会社さん、あと毛原郵便局の方であるとか、海南医師会、それから紀美野町議会議長さん、それから区長会の会長さん、商工会の副会長さん、ながみね農協さん、それから建設業協会さん、それから自主防災の連絡協議会の会長さん、それから女性団体の連絡協議会の会長さん、それと紀美野町の商工会の女性部の部長さん、そういったメンバーの方で構成をされております。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 今、課長が言われた方々は全員出席されたんでしょうか、お聞きします。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） 今の中で欠席されたのが4名の方で、3名の方が代理出席ということでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） こういった大事な会議なので、そういった会議をいつ行われたとか、どういったことが話をされたという情報が議会にも提示してほしいと。こういうことが決まりましたよと、こういう会議をしますよというのは、今後教えていただきたいと思います。

その防災会議の中で、条例の中にも書いてあるんですけども、紀美野町地域防災計画をつくることになっているんですけども、これはつくられたのでしょうか、お聞きします。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） 地域防災計画については、もちろんつくってございます。以上です。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） それも議会には提出されていないように思うんですけども、これは提出していただきましたか。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） たしか、議員さんの方々にもお配りさせていただいているかと思います。ただ、すみません、今回のちょっと修正の部分まで追いついているかどうかは、ちょっと再確認させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） それはどうも失礼しました。まだまだ勉強不足なので、申し訳ないです。

ただ、見直しがされた分がまだできていないということなので、それをぜひまたその去年の教訓がどう生かされているかというのも見てみたいので、その改定された部分をまた見せていただきたいと思います。

その条例の中にそういう対策本部をつくって、そういう各課の事務分掌が書いてある

んですけども、災害が起きて災害対策本部ができるのは、災害が起きてからどれぐらいの時間で大体設置する予定なのか。また、どこに、場所ですね、どこに設置する予定なのか、お聞きします。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） 災害対策本部なんですけど、その時間的なことというのはなかなか難しいものがあります。その状況によってももちろん災害対策本部の設置基準というものがございまして、一応災害対策本部の設置基準といたしましては、大雨、暴風、暴風雪または大雪のいずれかの特別警報が発表されたとき、または、顕著な大雨に関する情報が発令されたとき、これがいわゆる線状降水帯です。今回も見直しを行って、そういうこととさせていただいております。それから、水防配備体制第3号が発令されたとき、それから災害救助法の適用をしなければならないような災害が予想される場合で町長が必要と認めたとき、というふうな形の基準で災害対策本部を立ち上げるということとなっております。

場所につきましては、原則、役場の本庁で対策本部を設置するということになってございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） ちょっと細かいんですけども、その本庁のどこに設置されるんでしょうか、お聞きします。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） 現時点では、本庁の2階の2B会議室という会議室がございまして。そちらで災害対策本部を、以前もそこで設置をしております。

以上です。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） それでは、またちょっと細かいんですけども、その各課の事務分掌の中に書いてある、例えば建設課美里支所、この優先って書いてあるのは多分これ災害直後やと思うんですけども、物資の輸送に関すること、これを輸送班として建設課美里支所の役割が充てられているんですけども、この役割は何をするのか、どういった方法でするのか、お聞きします。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） 物資の輸送に関する事ということで、美里支所のほうの2階とか、美里支所の下の方にある資機材の保管庫というのがございます。そちらにいろんな物資を保管しておりますので、そこから運ぶということで考えてございます。以上です。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 今、美里支所の2階または1階にある支援物資があるとお聞きしたんですけども、実際、美里支所の2階にはたくさんの支援物資があるんですけども、その美里支所の2階にある支援物資って一体何がどれだけあるかというのは把握できているのでしょうか、お聞きします。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） 数がかなりたくさんありますので、全て言いますとちょっとあれなんで、主なものを言わせていただきます。非常食ですね、アルファ米であるとかシチュー、パン等の分については、備蓄が1万4,140食、保存水につきましてはペットボトルの500ミリリットルが1万702本、あと毛布であるとか簡易トイレセット、それから発電機ですね、それからパーティションであるとか給水袋、ポータブルトイレ、そういったものを備蓄しております。これにつきましては、毎年、年度当初ぐらいに点検をしております。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 今少し聞いただけで、ぱっと答えが出てこない。これ災害時に、時間との勝負のときに、そういうことでは困ると思うので、事前にどこにどれだけ必要かという情報も必要かと思うんですけども、そういった情報というのは集めているのでしょうか、お聞きします。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） 各避難場所にも常備している部分がございますので、その分についてはどのぐらいあるかということ把握しておりまして、災害が起こって避難場所を確認しに行ったときにも、足らず分を補給しているという状況でございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 私の調査不足かも分かりませんが、美里支所にある建設課の

方々、そんなに多くないと思うんですけども、あの人数でそれを分けて運ぶとなると相当な時間がかかってくると思うんですけども、事前に分けておくということではできないんでしょうか、お聞きします。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） その必要数については、なかなか把握し切れない部分もございますので、事前に全て完全に配備するというのはちょっと難しいかなと思います。以上です。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） いろんな災害があると思うんですけども、昨年のような水害もあるんですけども、一番和歌山県で起こり得る災害が地震です。地震に伴って、土砂災害が起こるのではないかというのは予想できると思うんですよね。

今年1月1日にあった石川県の大地震の際にも土砂崩れがいろんなところで起きて、海岸沿いなんかはいっぱい土砂災害が起こったので、その被災地まで行くのに自衛隊の方が人力で何日もかかって行ったという話も聞きます。

この紀美野町も深い谷がたくさんあって、土砂災害が起こる可能性は非常に高いと思います。そういった中で、道が塞がれる、孤立状態になる地区もあるという確率が高いと思います。その中で、災害が起きてからそういう物資を運ぶとなってくると運べない可能性も出てくると思うんですね。

そういうことで、事前にある程度、避難場所にそれなりの、それこそ自主防災組織に聞いて、どれぐらいの食料が必要とか、どういうものが要するという打合せ等も必要になってくると思います。

ここは提案になるかも分からないんですけども、あの美里支所の2階にある支援物資ですね、あれをもう事前にある程度の大きな避難場所とか、そういう拠点になるような、例えば真国とか毛原地区なんていうのは非常に遠いんですよね。美里支所といえども、やっぱりそこに行くまでの道が、やはり崖崩れが起こる可能性が高い道がたくさんあるので、事前にそういった地区にもあらかじめ配っておくということが僕は必要じゃないかなと思うんですけども、その辺の見解をお聞きします。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） ただいまの御質問にお答えいたします。

ある程度大きなところといいますか、配備している部分もございます。ただ、それが

足りるかどうかというあたりは、ちょっと今、明確な回答はできないんですけども、その辺も踏まえて、今後、どのぐらい置いておけばいいのかって地元ともちょっとまた話をしながら考えていきたいなと思います。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 2 番、中原和也議員。

○2 番（中原和也） また、いろいろと地域の方々と話をして、そういったことも詰めて、無駄のない動きができるようにお願いしたいと思います。

それで、このようにほかにもいろいろ各課で作業が細かく示されているんですけども、とはいえ、被災されていない箇所もあり、通常の業務が行われなければいけないと。本庁であれば特にそうだと思うんですけども、そういう災害が起きれば、多くの職員も被災して、すぐに仕事に復帰できないという場合も考えられると思います。被害が発生しても自治体は早急に機能を復旧させることが求められ、このため、災害に限らず、非常時でも最低限の仕事が継続できるように、あらかじめ非常時を想定して業務執行を維持する仕事を取りまとめた業務継続計画というものはつくられているのか、お聞きします。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） 今、議員おっしゃられましたように、業務継続計画ですね、BCPと言うんですけども、それはもちろんつくってございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 2 番、中原和也議員。

○2 番（中原和也） ありがとうございます。このように計画を立てても、やっぱり地域の住民の方々にも協力が必要になってきて、私も去年被災してから防災のことを勉強しに行ったりもしていたんですけども、やっぱり防災・減災の中心的役割になるのがやっぱり自主防災組織だと強く思いました。

当町としても、自主防災組織はできているとお聞きしているんですけども、今現在、総務課で把握できている自主防災組織というのは、いつつくられたのか、お聞きします。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） 自主防災組織につきましては、最初、平成19年の2月ですね、合併してからなんですけども、そのときにつくられたということでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 2 番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 平成19年ということで、恐らくこの時期の町の人口は1万人はまだあったというふうに私は調べたんですけども、現在8,000人を切っていますよね。かなりの人口が減っています。

当然、この19年と言えば、もう十五、六年前になってくるんですかね。この十五、六年で、恐らくその自主防災組織の中で亡くなられた方もいてる。また変更になった方もいてると、新たに加わった方もいてるとか、いろいろな変更点があると思うんですけども、そういった更新、見直しというのは大体どれぐらいの間隔で見直されているのか、お聞きします。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） 各自主防災の名簿とか、そういった内容の変更につきましては毎年、年度当初に出していただいております。

以上です。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 毎年行われていると言われているんですけども、その中でしたら、抜けている、自主防災組織でここ大事やけど、これ人足りてないねとか、例えば自主防災組織のほうからこういったことを助けてくれとかいう要望とかはなかったんでしょうか、お聞きします。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） そうですね。要望といいますか、その資機材がやはりちょっと足りないであるとか、そういった要望もございます。そういった場合には、自主防の補助金もありますので、そちらを活用していただきたいなということでお話をさせていただいております。それは今回、当初予算のほうで上程させていただいているんですけども、各自主防に対して20万円ずつ、この間の能登の地震もありましたし、ということで再度補助金を出す予算を提案させていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 今ある自主防災組織では、なかなか機能できない地区も多々あると思います。昨年の水害のときに、そういう自主防災活動というのが機能していなかった地区もあるかと思います。そういう役場からの指導ですね、自主防災組織への指導とか、そういうことを常日頃からしていれば、自主防災組織、地区の方々も意識がで

きて、そういった災害に対しての備えができていくものだとは私は考えます。そういった意味で、今後はもっと積極的に行政からも自主防災組織に対しての指導、教育、またお伺いとかいうことを進めていかなければならないと考えます。

あの水害のときに、私も地域の方々と一緒に復旧活動等を行ってきましたが、そういう地域の方々の声を聞くと、やっぱり避難場所を明確にしてほしいと。現在、紀美野町民の方々は、町が指定したところじゃないと避難はできないと思い込んでいます。私はそうではないと思います。やっぱり地域のことは地域の方々が一番分かっているので、どこに避難すればいいっていうのは、やっぱり古くからその地域に住んでいる御高齢の方々のほうが、ここは安全やというところが分かるかと思うので、そういったことを町が決めるのではなく、自主防災組織でそういった場所を提案してくれと。そういう提案した場所を町と一緒により安全な避難場所やということの話し合いをして、そういう避難場所として指定していくのが僕は大事なんじゃないかなと思います。

ほんで、指定避難場所というのは、紀美野町内各地区で公共施設で避難場所と言われているところが50か所あると、この間の区長会のときに知ったのですけれども、大体全ての地区に避難場所というのはありますけども、指定緊急避難場所というのは、紀美野町内で公共施設で緊急避難場所になっていないというところが16か所あると思いますが、その16か所の地区は今後どうしていくのか、見解をお聞きします。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） 指定緊急避難場所でございますが、すみません、ちょっと定義のほうを整理させていただきます。まず、指定緊急避難場所というのは一時的に避難をする場所でございます。それから指定避難所というのが長期的に避難をするというところの定義づけとなっております。

それで、指定避難所につきましては、町内で現在の公共施設等で50か所ございます。それから、指定緊急避難場所というのは、議員おっしゃられましたように、そこから16少なくても34か所ということとなっております。

その部分につきましては、やはり災害が起こったとき、ハザードマップであるとかそういうところの一部がかかっているとか、やはり緊急の場合の避難場所としてはちょっとふさわしくないということで指定緊急避難場所から外させてもらってございます。ただ、指定避難所となりますと、ある程度災害が終わった後の避難所ということになりますので、その部分についてはそういった16か所部分については避難所としては活用

できるかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 避難場所、緊急避難場所についても、やはり自主防災組織と話をしてよりよくしていかなければならないと考えるんですけども、自主防災組織を立て直すといったところで、どんどん人口が減っていつているので、とても大きな問題があります。というのは、各地区で例えば区長、副区長、班長、寺の総代、神社の総代、民生委員、農業委員会、いろいろな役があつて、それすらも決め切れない。役のほうが多くて、1人で二つも三つも役をしなきゃいけないという状況の中で、自主防災組織を立ち上げるというのは本当に難しい状況になってきています。でも、これはやらないといけないということですよね。

その中で、消防団はこの自主防災組織に入れないという条例が入ってしまっているんですけども、この消防団員は自主防災組織に入れないということについての見解をお聞きます。

○議長（美野勝男） 家本消防長。

○消防長（家本 宏） ただいまの中原議員の御質問でございます。

あくまで私の私的な見解でございますが、災害発生時、やはり自助・共助・公助というのが大変重要になってくるわけなんです、あくまでも常備消防の消防団に関しましては、この公助の部分をもっと最優先して担う必要があるといったようなことから、そういうような取決めになっているんだろうというふうに考えます。

以上です。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 先ほども言いましたが、とてもその地区の人数が減っている中でね、消防団を抜きにして考えるのはとても厳しい地区がたくさんあると思うんです。仕方なしに自主防災組織に入ってもらおうという形もあると思います、今後ね。今後あると思うんですけども、消防団の人は業務に就いて、万が一けが等があつた場合、それなりの補償がついてくるんですけども、自主防災に関してはそういうのがないです。その線引きも今後議論していかなければいけないと私は思うので、そういったことも先ほどの話にありました防災会議ですね、そういった中で話し合いをしていただければと思います。

前回の定例会の答弁の中にもありましたが、災害時は消防団と協力していくと言っていたのですが、私は消防団員です、一応。消防団員なんですけども、消防訓練はきっちり毎年何回もやらせていただいています。ただ、災害時における消防団の活動についての指導、教育は受けていません。今後、そういった点はどうされるのか、お聞かせください。

○議長（美野勝男） 家本消防長。

○消防長（家本 宏） ただいまの中原議員の御質問でございます。

消防団のいろんな災害対応に関しましては本当に重要な事項でございまして、資機材の配備、またそういった取扱いの訓練、いろんな知識、こういった点のいろんな研修というようなあたりは重要だというふうに考えております。

そういった中で、資機材の整備に関しましては、他都市に先駆けて国が定められたとおりの配備をすべく、今現在取り組んでいる最中でございます。いろいろと大規模災害に対応できる資材に関して、いろんな相当な充実が図られてきているといったような状況でございます。

あと、団員さんのいろんな資質の向上に関しましては、県の消防学校などへも、これは全員というふうには行きませんが、各分団から何人かずつと、これも全分団とまでは行かないんですが、毎年限られた枠の中で研修に一応派遣をさせていただいて、現在は自然災害対応教育であったりとか、また、いろんな機器の取扱いの研修であったりとかといったような形に関しましても充実を図っている最中でございます。それに加えて、毎年1回は全分団から何人かずつお集まりいただきまして、いろんな災害対応、これは当然、消防団の各分団の連携、また常備消防と消防団の連携、こういったところに重きを置いて訓練を実施しているところでございます。

悲しいかな、このコロナ禍におきましては、いろんな感染防止等との観点から、しばらくの折は中断しておりましたが、令和5年度、昨年もまず災害対応の最優先すべきは安全管理ということで、S-K-Y-T訓練と言いまして、危険予知訓練、これを実施いたしました。それに伴って、また各分団、また常備消防も連携しての火災対応、これに関しましては、消火活動を行う場合の中継送水訓練、こういったことも一応しております。

今後、計画的にこういった形で継続して行ってまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） 2 番、中原和也議員。

○2 番（中原和也） 私も消防団員としてもっと勉強して、町のために役が立てるように頑張っていきたいと思います。

災害時、また災害後の避難場所において、A E Dが必要になってくるケースもあると思います。紀美野町内でどれだけのA E Dが設置されているのか、どこに設置されているのかというのが分からない状態です。

最低限、避難場所にはどこにA E Dが設置してあるよという何かそういう地図みたいなものがあれば、避難場所でもしかしたら2 人同時にA E Dが必要になった場合は、近くのA E Dを取りに行ったりとかいうこともできると思うので、そういった対策というか、今現状、A E Dの設置場所は何か所あるのか。そういう地図を避難場所に設置することができるのか、お聞きします。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） A E Dの設置場所ですけども、それにつきましてはホームページのほうへ現在掲載をさせていただいております。ちょっと探しに行くのがちょっと、探し方とかっていうんですかね、A E Dで検索していただければ見れることとなつてございます。ちょっと箇所数については、ちょっとすみません、現在2 4 か所に設置をしております。

以上です。

○議長（美野勝男） 2 番、中原和也議員。

○2 番（中原和也） よく執行部の方の答弁に、ホームページに載ってあるとおっしゃるんですけども、高齢化が5 割を超えるような勢いでなっている中で、スマホも触れない高齢者の方々もおられる中で、ホームページに載っているっていうことだけではそれは決していい答えじゃないですよ。もっと分かりやすく明確に、高齢者が半分以上いてるわけですから、避難している半分以上を高齢者として考えなければならないんで、若い子であればスマホでホームページを検索、さくさくっとできるかも分からないですけども、そういったことをきちんと町民目線で見えない現れだと思うんですよ。

今後は、誰でも分かりやすく、防災ってそういうことやと思うんですよ。誰でもできるようなことをきちんと備えておかなければならないということになるんで、今後はそういった対策も進めていっていただきたいなと思います。

紀美野町では、先ほども言いましたけども、土砂災害が起こる確率が高いです。土砂

災害といえば、やっぱり今、紀美野町で山にたくさんの木があって、それが崩れ落ちてくるということですから、当然木を切る作業というのも出てくるんですけども、木に土や砂がついていたら、普通のチェーンソーで切った場合、一瞬で切れなくなります。小石1個当たっても、もうチェーンソーは切れなくなります。

そういった場合に、根切りチェーンソーとか、レスキューチェーンソーというのがあります。これは非常に強くて、少々土の中にチェーンソーを突っ込んでも切れるという特殊な刃がついているんですけども、そういったものも各自主防災組織の拠点となるようなところに設置しておかなければならないと思うんですけども、そういったチェーンソーを用意するという考えはありますでしょうか、お聞きします。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） そのチェーンソーにつきましては、町のほうでちょっと準備するということは今はちょっと考えてないんですけども、先ほど言いました資機材ですね、自主防の資機材の補助金を利用させていただいて、それで買っていただくということは可能かと思えます。

以上です。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 大地震っていうのはいつ起こるか分からない。備えもできないし、土砂災害とかになると、家屋の下敷きになる。紀美野町の土砂災害であれば、大木の下敷きになる。1分1秒を争って救出しなければならないと。

真国地区では、消防署からレスキューが来てくれるとなっても19分はかかるとお聞きしています。救急車でも16分かかるとお聞きしています。この十何分で木を切って助け出したら助かるということが可能だと思うんで、そういったところも、この辺の近くのところであれば、そういったことも消防職員の方をお願いしたりとかいうこともできると思うんですけども、真国のように離れたところで住んでいるところは、まさに地域の人々がそういう活動を行わなければならないので、いい設備というのをもう町のほうからこれを使ってくれと提供していただくと。

ただ、そういう根切りチェーンソーとかレスキューチェーンソーというのは、50ccを超える大きなチェーンソーになってくるので、取扱いがとても大事になってきます。今、紀美野町は自伐型林業を進めていて、そういうチェーンソーの講習とか、ユンボの講習とか、いろいろ行ってくれています。こういったものも自主防災組織または消防団

の方々にチェーンソーの基本的な取扱いというのを教育して、災害時でも慌てなく安全に作業ができるような指導というのが大切だと思うんですけども、その辺の見解をお聞きしたいです。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 中原議員からいろんな災害対応の関係で提言も頂いています。今、頂いてるのは、自主防の関係でありますね。自主防というのは平成19年に設立して、その後、活動についてはできているところとできていないところが確かにあります。これについては、毎年ね、年に1回、自主防災連絡協議会という全ての自主防の会長さんが集まっていたいて、そこで今後こういう形でとかね、事業計画でとか、こういう形でやっていってもらいたいというのは、だから役場からのお願いをできる場所であるし、会長同士の情報共有ができているところでもあります。

そういった形で、町からは自主防に対して、議員言われるような形でお願いはずっとしてきておりますし、訓練をするにつけては会長さんをはじめ、皆さんが役場へ相談をいただいて、こんな形でやろう、あんな形でやろうというような形でやっていただいているのは実情でありますし、先ほど消防団の方々については、訓練には本当に協力していただいて、団の方、そしてまた消防も自主防の訓練には来ていただいて、いろんな形で指導もしていただいている。そこで自主防の面々とか一般の方々がいろんな指導を受けながら自分でできることをどんどんマスターしていっているというのが実情であります。

さらに、これは自主防災組織ということなので、あくまでも地域で自分たちで考えるということになりますし、先ほどから言われているチェーンソーであるとか、いろんな資機材については、その自主防の地区の中で相談していただいて、うちやったらこんな欲しいな、あんな欲しいなということを、ですから画一的にこちらでこうああということではないというものであります。うちの自主防にはこんなんが必要や、こっちではこんなんが必要やっていうことを、それに対して町からは補助金を支給して、自分らで考えていただいて、購入していただいているというのが実態でありますね。

チェーンソーの件も出ましたけれども、なかなかチェーンソーというのは誰でも使えるものではもちろんないわけなので、そういったものがうちの自主防に必要である、買いました、しかしこれを使うに当たってはやっぱり研修なりしとかんかったら、なかなかそれが生かせないということはもちろんあるかも分からない。そういったときには、

そういった研修、訓練で参加していただいて、使い方をマスターしていただく。

いずれにしても、役場と自主防、また消防団というのは連携しながらいろんなことの対応を進めていかなければいけない。消防団と自主防というのは組織は違いますが、いざもし何か起こったときにはね、連携して作業を進めていっていただくというような形になっていきますので、それぞれが別の動きをするのではなくて、もし何かあったときには連携しながらその組織で力を合わせて災害対応に力を出していくと、そういうふうと考えておりますので、それでよく御理解をいただきたいなと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 2 番、中原和也議員。

○2 番（中原和也） ありがとうございます。このように防災・減災のことを考えると話は尽きません。日頃から少しずつでも改善して行って、よりよい防災・減災に向けた活動が必要になってくるかと思います。

町長が今言われたように、自主防災活動がきちんと行われているところと行われていないところ、差があるんですけども、これは一つ提案になるかと思うんですけども、一度、本庁で職員の方々だけで自主防災というか、防災の訓練ですね、災害が起きたと仮定して実際に動いてみる。というのは、自主防災の活動の中にも、そういう避難場所へ誘導するとか、おじいちゃん、おばあちゃん、その地区の足の不自由な御高齢の方々を誰がどうやって運ぶとかいうのを実際に避難場所に行くということがとても大事で、そういう行動をすることによって、どこどこ道をこう改善せなあかんとか、手すりをつけなあかんとか、いろんな改善点も見えてくると思います。

だからこそ、本庁でそういう防災訓練というのを行い、町民の方々に本庁でもこういうことをやっていますよというのをアピールすれば、各地区でもそういう防災に対する意識が高くなるのではないかと考えられると思います。

最後にもう一度、町長、防災・減災についての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 中原議員から再度提案いただいた職員の、これはコロナがあったので、できてなかった部分もあります。その以前には、職員のそういった訓練も定期的にやってきておりました。コロナがこういう形で少し縮小している中で、今後はそういう職員の訓練もする。だから、それは訓練をすることによって、やっぱり意識を高めなければいけない。

だから、災害対応というのはみんなで力を合わせてしなければいけないという意識を強く持つというのは大事なので、役場職員もそういう意識を高めましょう。各地域でも訓練を実施していただいて、やはり災害に対する意識を高める。そしてまた、それが広く町民に行き渡ることが、災害に強いまちづくりにしていくというふうに考えておりますので、そうした意味で役場も訓練をします。

さらに、自主防で訓練を定期的にできているところはもちろんなんですが、なかなかできていないところに対しても働きかけていって訓練を開催していただく。その折には、役場も本当に全面的にいろんなやり方とか、いろんな面で相談を受けながら一緒になって進めていく。そういう形で進めていきたいなと思っておりますので、議員の皆様にもお力をいただきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 以上で、中原和也議員の質問を終了いたします。

続いて、8番、北道勝彦議員。

（8番 北道勝彦 登壇）

○8番（北道勝彦） 行政について。

バブルがはじけ、合併後、他町では住民の財産を守るため、町長は町を自分の家だと思い、苦渋の決断をして赤字事業は廃止としています。紀美野町では、赤字事業は廃止にせず、町長のつくられた指定管理案により、住民の財産を使い赤字事業ばかり現在も続けています。

住民の言われていることを質問します。

①町長のつくられた指定管理案により、住民の財産を使い赤字事業をされ、現在も続いているが、住民の財産を使つてのことであり、町や住民にどのような利点があるのですか、お聞きします。

②他町では住民の財産を守るため、苦渋の決断をして赤字事業は廃止にされています。紀美野町では多くの赤字をつくられていますが、行政の基本である住民の財産をどのようにして守っているのか、お聞きします。

③多くの住民の言われるのは、町長はどうして自分の家のような堅実な行政を行わないのですか。勘定もしない事業なら、町長がなくても誰でもできます。このような赤字事業ならば、町長の家なら既に破産をしています。合併からかじか荘と山の家おいしの住民の財産を使い、赤字事業をされ、つくられた赤字金額だけでも住民に返済していた

だかなければ妥協も納得もできませんとのこと。住民の財産を私物化してつくられた赤字であり、返済しなければならないと思いますが、どうされますか、お聞きします。

④山の家おいしいの委託管理事業を5年間継続するとのことで議会で反対しましたが、議員多数の賛成で議決されました。町長、議員は住民から報酬をいただいております、町や住民のための議会だと思いますが、住民のためになることならともかく、赤字事業をする指定管理案を議案に出す町長がおかしい。また、採決するのもおかしい。また、賛成をして議決さす議員もおかしい。町長、議員は住民の代表であり、談合しなければこのようなことは起こらないと思います。談合していたのですか、お聞きします。

道の駅について。

多くの役員と大きな道の駅をつくらうとしていますが、多くの住民が言われるには、高野街道も貫通しておらず、観光バスも通っていないのに、どのようにして試算をされたのか。また、赤字事業だ、町長に町を夕張にされてしまう。そんなにつくりたいならば、町長と役員の財産でつくり、経営してもらってくださいとのこと。道の駅をつくらうと使われた全金額を住民に返済していただき、一から町長と役員の財産で道の駅をつくり、経営していただかなければなりません。道の駅をつくり、経営していただけますか、お聞きします。

以上です。

(8番 北道勝彦 降壇)

○議長(美野勝男) それでは、北道勝彦議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

吉見産業課長。

(産業課長 吉見将人 登壇)

○産業課長(吉見将人) それでは、北道議員の行政についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、①の町や住民への利点について及び②の住民の財産をどのようにして守っていくのかについての御質問でございますが、指定管理制度の導入により、町が指定する法人、その他の団体が町に代わって公の施設の管理を代行させることで、多様化・高度化する利用者のニーズの効率化・効果的な対応を図り、サービスの向上が見込まれ、また、町が直接運営するよりも経費の縮減を図ることができるものと考えてございます。

続きまして、③の赤字額を住民に返済していただかなければ、住民は妥協も納得もで

きないとのことでございます。ここで議員がおっしゃられている赤字額とは、恐らく指定管理料を指すのではないかと推測しますが、かじか荘及び山の家おいしに係る指定管理料の予算は議会で承認をいただいておりますので、御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、④の執行部からの指定管理案の提出と議会で議決されたことについてでございますが、指定管理に関する議案は、地方自治法第244条の2、第6号の規定に基づき、議会で議決されたものでございますので、御理解くださいますようよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、行政についての答弁とさせていただきます。

(産業課長 吉見将人 降壇)

○議長（美野勝男） 中前企画管財課長。

(企画管財課長 中前貴康 登壇)

○企画管財課長（中前貴康） おはようございます。それでは、私のほうから、北海道議員の2番目の道の駅についての御質問にお答えさせていただきます。

以前から御質問いただいた際にもお答えさせていただいておりますが、道の駅とは、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供と地域の振興に寄与することを目的に、駐車場、トイレ、子育て応援施設など、無料で24時間利用できる道路利用者のための休憩機能、道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報などを提供する道路利用者や地域の方々のための情報発信機能、そして、文化教養施設、観光レクリエーション施設など、道の駅をきっかけに活力ある地域づくりを行うための地域の連携機能、この三つの機能を併せて持つ休憩施設でございまして、これらの休憩施設が個性豊かなにぎわいのある空間となることにより、地域の核が形成され、活力ある地域づくりや道を介した地域連携の促進などの効果を期待されるものでございます。

農産物直売所などの販売施設を整備する場合には、販売施設の採算性について検討するのはもちろんのこと、地元の特産品などを活用した活力ある地域づくりの促進や町内に点在する観光施設、宿泊施設、各種飲食店などへの誘客促進など、道の駅単体ではなく町全体の活性化を図ることにより、道の駅の建設や運営に係る費用を上回る経済波及効果を生み出すことができるよう努めてまいりたいと考えてございます。

そこで、町では道の駅検討委員会を開催し、紀美野町の道の駅に備えるべき機能や役割について、令和5年9月15日に道の駅検討委員会から町長宛てにコンセプトが答申

されたところでございます。今後も幾度か開催される道の駅検討委員会の場において、委員の皆様方から多方面の貴重な御意見を頂きながら、経営的な視点も含め、様々な角度から道の駅について検討を重ねてまいりたいと考えてございます。

また、議員が心配していただいている点につきましては様々な協議を行い、丁寧な説明を行いながら慎重に進めていくものと考えており、その検討や協議などに係る経費につきましては、その都度議会に上程し、御審議いただき、進めさせていただきますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 中前貴康 降壇)

○6番(埴谷高夫) 議長、議事進行。

○議長(美野勝男) 暫時休憩いたします。

休 憩

(午前10時05分)

再 開

○議長(美野勝男) 休憩前に引き続き議会を開きます。

(午前10時05分)

6番、埴谷高夫議員。

○6番(埴谷高夫) 今の答弁ね、産業課長さんの答弁は非常におかしい。というのは、議会で決めたからそれを御了承願いますって言ったら、全てですよ。そんな答弁したら一般質問が成り立ちません。非常に私としては不本意。議会の一般質問をないがしろにするような答弁です。それは許せません。そんな答弁だったら一般質問要らないです。全てそうですから。今、企画課長さんがおっしゃったように、これから議会にかけて議論します、これは大丈夫です。しかし、既に議会を通った、それを御了承してくださいという答弁は絶対これはおかしい。

○議長(美野勝男) 暫時休憩いたします。

休 憩

(午前10時06分)

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10 時 27 分）

以上で、1 回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して質問・答弁をしてください。

なお、先ほど埴谷議員より御意見がありましたが、ただいまの質問者は北道勝彦議員であり、先ほどの答弁に対し質問があれば、北道議員から再度質問をしてください。

8 番、北道勝彦議員。

○8 番（北道勝彦） 質問についてですけどね、僕は 1 番の質問でね、住民の財産を使っただけのことであり、町や住民にどのような利益があるのですかと聞いてんねっしょ。何か僕は答弁分からのよ。もっとね、イエスかノーか、それだけでええんよ。利点があります、ありませんって、それだけでええんやいしょ。ほんなん何かこの議会、昔からそうよ。僕は 1 番、何じゃ分からんこと。ぺらぺらぺらと付け足して、責任逃れするような答弁ばかりや。もうちょっとはっきり答弁してもらわな、もう一回やり直してくれ。分からん。

○議長（美野勝男） 2 回目の質問はそれでよろしいですか。

○8 番（北道勝彦） 何。二遍目も質問あるよ。一遍目の答弁もなっていないさけ言うてんのよ。ほなもう言わ。

○議長（美野勝男） 二遍目の質問、続行しますので、2 回目の質問を行ってください。

○8 番（北道勝彦） ①。答弁もう 1 回してくれやんの。いっこも答弁になってない。2 回目、はや質問すら。

○議長（美野勝男） それでは、答弁願います。

小川町長。

○町長（小川裕康） 大変失礼いたしました。北道議員からもっと簡単にというか分かりやすく答弁してくださいということでありますので、私から特に頂いた質問の中で、具体的には山の家おいしと、そしてかじか荘に対する指定管理についてという具体的な質問がございましたので、それについてお答えをいたします。

○8 番（北道勝彦） ①から順番にやってもらわな、分からないしょ。

○町長（小川裕康） ①からというのは、①からってことですか。

○8 番（北道勝彦） そう。始めからやってもらわな。いっこも答弁になってない。

○町長（小川裕康） 具体的に例えばですね、じゃあ、住民の財産を使っている
具体的なものを指してるっていうのはちょっと分かりにくいですね、それは。

○８番（北道勝彦） 分かんないの。

○町長（小川裕康） 具体的には、山の家おいしと。

○８番（北道勝彦） 山の家おいしとかじか荘でもね、山の家おいしでも。

○３番（桐山尚己） 議長、休憩をお願いします。

○議長（美野勝男） 休憩いたします。

休 憩

（午前１０時３１分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時３３分）

○町長（小川裕康） ただいま、議員からも頂いた、例えば学校であるとか水道施設、役場庁舎とかっていうのは別で、かじか荘、山の家おいしという具体的な施設の名称が出されましたので、それに対してお答えをいたします。

指定管理の古いところで行けば、山の家おいしが、合併前の旧の野上町から指定管理が始まりました。山の家おいしというのは、もともと生石高原というのは、この紀美野町のすばらしい財産であります。それを管理運営していくというのは町の大きな責務でありまして、当時は管理人を置いて管理をしていました。それは管理人を置いて山の家おいしを含む生石高原、あの周辺を管理していただきたいということで管理費を置いてやってきました。今度はだから、そのときには山の家おいしの運営というのは町の特別会計で運営をしておりました。

ただ、町がその特別会計で運営していくのにもやはり無理があると。なかなか思い切った施策も打てないということで、それはやはり町が会計でやっているから思い切ったことが、夜間運営であるとか、いろんなことができないということがありましたので、指定管理に出したと。当時、指定管理料というのはその管理人に支払う賃金。年間当時は２４０万円を払っていましたが、その２４０万円を指定管理料として大草原保存会にお願いして始まったものであります。

その後、少しは指定管理料は増えてますが、それはその山の家おいしの指定管理者、

大草原保存会があれだけ生石高原のゲストハウスをきれいに管理していただいているということで、多くの来訪者、現在では年間8万、9万人が来られている方々のおもてなしを含めて、生石高原をきれいに管理していただいていると思いますので、これは指定管理料は現在350万程度要っておりますけれども、もう十分に指定管理料以上に山の家おいしをきれいに維持管理していただいていると思っておりますので、大変これは効果があるというふうに考えております。

もう一つ、かじか荘は、もともとこれも町の特別会計でやっていたと。それから、ふるさと公社という、当時は公社の理事長は町長でありまして、ふるさと公社が運営してきた経緯がありますけれども、平成25年から指定管理を募集して丹生の都が指定管理者となって、この3月末までは丹生の都が指定管理で運営していただいている。そこに対して、これまでは約1,000万強の指定管理料を支払ってきておりますけれども、現在、町内唯一の宿泊施設であって、町外、県外から訪れる方々がそこで宿泊を楽しんでいただいているということはもちろん、そしてそこで働いている方、町内の方々も大勢働いているわけですので、町外からの方々のお金を落としていただく。また、町内の方々の雇用の場所としても十分それは効果を発揮しているというふうに私は理解しておりますし、これは指定管理の委託についても議会で皆さんにも了解いただいたし、指定管理につきましても予算で認めていただいて、皆さんと一緒に理解をいただいた、議決もいただいて今に至っているものでありますので、大きく効果が出ているというふうに考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） 8番、北道勝彦議員。

○8番（北道勝彦） 今、町長答弁されましたがね、かじか荘と山の家、合併から幾らの赤字つくってんの。この管理費用として渡してんねしょ。本当はね、住民がもらわなんねしょ。それを管理料として渡して、2億からつくってるやろ、赤字。どうなってるの。ほんで、この間のね、おいし山の家、5年追加というさけ、僕は町で経営すれば黒字になるのに、なぜ赤字事業をするんだと言うたら、採決されたけどよ、議決されたけど、町が経営したらおいし山黒字になるんですよ。ほいや、なぜ委託すんの。おかしいやないか。住民の財産を無駄に使って、町長になったら何でもできると思ったら大間違いで。有田川町とか、天文台でもね、住民の納得がいけないから休止と。あれは日高川町。ほやけど、裏は廃止ですよちゅうことやいしょ。ほたら、有田川町も採算

取れやんさけ廃止と、皆やってんねしょ。紀美野町はもう赤字。有田川町ら、しみず温泉が経営改革して黒字経営やっしょ、600万ぐらいの。ほいで、赤字のところは、改革してもあかんところは皆廃止とやってんねっしょ、合併から。ほいやのに、紀美野町だけは、委託管理で金どっさり払てやで、もらわんなんもんを金払て、なぜ経営するの。おかしな話やないか。住民に聞いてみ。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） まず、先ほど私がお答えした中で、山の家おいしの指定管理料を私350万円って申しましたけど、ちょっと訂正させていただきたくて、これは264万ということで、この金額は、ゲストハウスができたのは平成2年ではありますが、できた当時は管理人を置いています。管理人に対する賃金が年間240万です。その管理人を廃止して指定管理に移行したということで、その金額がずっとその後、消費税が変わりましたので少しアップして260万になっているということでもあります。

当時、町が特別会計で運営してたときにも、今申し上げたように管理人をあそこに置いてたということです。管理人に支払う経費を指定管理料として新たに大草原保存会に指定管理をお願いして今やっただいていていて、町が管理してた当座に比べれば、はるかに今のほうが熱心に経営していただいていると考えております。

ですから、特にまず、山の家おいしについては、その指定管理をしたこと、そしてまた指定管理料については法外であるとは全く考えておりませんので。さらに今、生石高原というのは物すごい人気で、多くの観光客が訪れている町の大切な財産、町だけじゃなくて県の大切な自然財産でありますので、それをきちんと管理運営していくというのは大変大事なことでありますし、それは十二分に今していただいているというふうに認識をしております。

累計でいろいろありますが、毎年毎年どんだけ要るかというのは、その年その年で、それは過去からずっと足し算でしていけば大きな金額になってきておりますが、それはそれだけの効果が出てきたものというふうに考えております。

かじか荘についても同じです。多くの方々が気に入ってくれて、町外、県外からも宿泊施設として利用していただいているということで、その方々はそのかじか荘を気に入って来てくれているということでもありますので、これについても指定管理者、そして指定管理料は法外な金額であるというふうには考えておりません。

以上です。

○議長（美野勝男） 8 番、北道勝彦議員。

○8 番（北道勝彦） 僕はね、足悪いんで、生石山へ歩きに行くんよ、涼しいさけよ。道、ススキがこんななって通れやんでも切ってないんよ。あんなんで管理してるとは言えやんど。もうね、僕はほか歩いていくんよ、三角点。そんなんで管理してるとは言えやんで。ほいで、町が経営してたら黒字になるのになぜ委託すんの。かじか荘と山の家だけで、合併からどんだけ赤字つくってんの。管理者に渡したお金。言うてください。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 累計のお金で、ちょっと足し算せんとあかんですが、単年で行けば、山の家おいしは264万かける16年か。ですから、山の家おいしについては単年で260万円の指定管理料。16年経過しているということで4,200万ということになりますね。

かじか荘については、平成25年度から1,100万で、平成25年から指定管理を始めて、1億2,900万ということになります。

○8 番（北道勝彦） どんだけ。

○町長（小川裕康） 1億2,900万です。

○8 番（北道勝彦） それまだ何つくるっていうて直したり。

○議長（美野勝男） 8 番、北道勝彦議員。

○8 番（北道勝彦） それまだフランス料理かなんかするっちゅうて、いろいろ直したりいろいろしてますけどね、それももうやめたんかな。違うんよ。いろいろとね、皆町が住民の金を使ってやって、失敗したらやめる。そんなね、ばかな商売なんてないぞ。商売、事業をするっていうのはね、利益を求めてのことよ、絶対的に。利益を求めやんと事業らするっていうのはもってのほかや。

だから、町外は経営改革しても赤字になるところは廃止として、有田川町は二川温泉廃止。天文台廃止。ほいで、護摩壇にあった大きな売店、レストランも廃止。生石札立峠の売店、レストランを廃止。皆廃止にして、住民の財産を守らなければならないためにつちゅうて苦渋の決断をして廃止ということにしてんねっしょ。なぜ紀美野町だけそういう赤字事業を続けていくんな。住民のためにいっこともなっていない。おかしい。それ町長、言うてください。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 当町でも指定管理をしていた施設の廃止もしたこともありま
す、しました。皆さんも御承知のとおり、セミナーハウスであります、これも合併後、
指定管理料は300万毎年払ってやってきましたけども、これは一部老朽化もあるとい
うこともあって、やっぱり必要性がだんだんだんだん薄れてきたということもありまし
たので、これは廃止をしました。セミナーハウスね、未来塾は。

この山の家おいしとかじか荘については、これは必要であるからということで継続し
て今やっているということでもあります。

以上です。

○議長（美野勝男） 8番、北道勝彦議員。

○8番（北道勝彦） 有田川町ね、二川温泉も廃止よ。ほいで、しみず温泉はね、
経営改革して600万っていうて聞いたんよ、黒字出してますと。ほいで、経営改革を
いっこもせんと、ずっと続けてんねんしよ。指定管理っていう。ほんなんお前、ほいで
生石山も駐車場をつくったらどうなって言ったら、機械がどうやこうやっていっこもつ
くってくれやんとよ、あれだけ使うてんねやけ。ほいで、僕が調べたんよ。あの谷瀬の
つり橋、機械使わんと役場の職員でやってんねん。ほいで、潮岬、あそこも男の人でや
ってねん、これ機械使わんと。ほいで、やろうと思ったらやれんねっしよ、お金もうけ
やしよ。町のお金もうけやで。ただでそんなことしてやってるんはおかしいんよ。ほい
で、町が経営したら黒字になるところを、なぜ指定管理する。その管理者に金払わんな
んっちゅうね。そんなばかな企業ってないで。町長、もう一回言ってくれ。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 北道議員言われるのは、北道議員の考えであるかも分かりま
せんが、町の考えは、それをこの議会へ提案して議会で認められて指定管理を継続して
やっておりますし、その指定管理料についても予算で計上して認められて今に至ってい
るところであります。

以上です。

○議長（美野勝男） 8番、北道勝彦議員。

○8番（北道勝彦） ②まで答弁してくれたから、③から答弁していただきたい。

○議長（美野勝男） 3番まで、4番まで終わっています。

○8番（北道勝彦） ええ。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

(午前 10 時 50 分)

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10 時 50 分)

小川町長。

○町長（小川裕康） 北道議員が 3 番の答弁がないっておっしゃられている中で、住民の財産を私物化してつくられた赤字であるから返済しなければならないと思いますというふうに頂いていますね。決してそれは私物化して運営をしてきたものではないということは、先ほどからお答えしているように、きちんと議会へ案件として上程し、予算も上程し、認められてやってきているものでありますので、これは私物化ではありません。

以上です。

○議長（美野勝男） 8 番、北道勝彦議員。

○8 番（北道勝彦） 私物化してないってね、住民の財産を利益もなしに住民に、何の利益もなしに使ってんのやったら私物化してんのちゃうんかい。この質問書よ、合併からかじか荘と山の家おいしの住民の財産を使い、赤字事業をされ、つくられた赤字金全額だけでも住民に返済していただかなければ、妥協も納得もできませんちゅうことやっしょ。それで、返済していただけるんか、いただけやんのか、それですよ、質問が。

○議長（美野勝男） ただいま答弁があったと思いますけど。

○8 番（北道勝彦） いや言っていない、いつも。返すとも返さんとも聞いた話ない。

だけでもって言うてんねんで、住民が。全部と言うてない。これお前、利子つく話や、利子も入れてって書いてないんよ。だけでも返済してくれと言うてんねん。その答弁もらわな。住民にわえ、言いようない。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 赤字金額だけでも住民に返済していただかなければ妥協も納得もできませんっていうふうに質問されてますけれども。

○8 番（北道勝彦） それは住民が言うてた。

○町長（小川裕康） ですから、それに対して返済する義務とか責任はこれはないというふうに考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） 8 番、北道勝彦議員。

○8 番（北道勝彦） どうしてないの。どうしてないんか、お答えください。

○議長（美野勝男） 十分答弁できていると思います。次の質問に進んでください。

8 番、北道勝彦議員。

○8 番（北道勝彦） 他町では住民の財産を守るため、苦渋の決断をして、赤字事業は廃止されています。紀美野町では多くの赤字をつくられています。

○議長（美野勝男） 北道議員に申し上げます。質問事項の順番を戻すわけには行かないので、次へ進んでください。4 番、5 番と進んでください。

○8 番（北道勝彦） 道の駅について。もう4 番まで言うたんやろう。何番まで。何か1 番の答えはこうで、2 番の答えがこうで、3 番の答えがこうでって、いっこも言うてくれないわっしょ。何かむちゃくちゃやっしょ。

○議長（美野勝男） その質問の中身によって、そういうことで進んでいます。

○8 番（北道勝彦） いっこも答弁になってないで。

○議長（美野勝男） 4 番の山の家のおいしについては答弁はもうあったと思いますが。それ以外についてと。

○8 番（北道勝彦） それは勝手に自分らが答弁しただけのことで、わいは質問に対して順番にいっこも答弁してくれてないで。してくれてないさけ言うてんねん。そんなことおかしいやないか。飛んで町長は答弁してくれたけど、ほかはいっこも答弁してくれてないって言うてんねんよ。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前10時56分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時03分）

8 番、北道勝彦議員。

○8 番（北道勝彦） 道の駅につけての役員の中で、水商売されてた人が何人あるのか、お聞きします。また、何人の方が黒字経営できるとの試算をされたのか、お聞きします。

○議長（美野勝男） 中前企画管財課長。

○企画管財課長（中前貴康） それでは、私のほうから北道議員の質問にお答えさせていただきます。

役員とは、道の駅検討委員会の委員の方を指すかと思われます。道の駅検討委員会の委員さんにおかれましては、区長連絡協議会の会長さんでありますとか、そういった各種団体の方に委員になっていただいております、また、そのうち一般公募として2名の町民の方に入らせていただいております。

○8 番（北道勝彦） 答弁になってないぞ。わいの質問聞いてたか。

○議長（美野勝男） 静粛に願います。

○企画管財課長（中前貴康） また、黒字になるという試算をされた方が何人おられるのかということでございますが、それにつきましては、先ほども申し上げさせていただいたとおり、その採算だけではなく、町全体での活性化につながる建設や運営に係る費用を上回る経済効果を生むために今後検討していきたいと考えております。そういうことで御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（美野勝男） 8 番、北道勝彦議員。

○8 番（北道勝彦） 役員のこれね、質問がよ、町長は住民の財産を使わず、町長自身の財産で指定管理案を使った赤字事業ができますかちゅう質問やしよ。これも答えてもろてないんよ。

ほいでね、今言うた役員の中で水商売をしてた。あのね、商売している人間を100人寄せても200人寄せてもね、いっこも意味ない。だから質問してんねん。ほいで、何人あるんなど。答弁が違うこと言うてる。ほいで、何人の人が黒字経営できると試算をされたんだと。試算せなんだら事業できやんねや。住民も言うてらっしゃ。まだ高野まで貫通してないのに、どんだけ試算されたんなど。だから、何人試算されたんなど質問やで。

これ三つあんねしよ、質問よ。これ今言わなんだけど、この町長らだけで経営をやってくれという質問と、ほいで、水商売をされていた役員さんが何人いてんなど。こんな

んね、１００人あっても２００人あっても１，０００人あってもね、したことのない人間で何ぼつくったってあかん。ゼロ。ほいで、何人の方が黒字経営できると試算をされたんなど。この質問やで。答弁ちゃんとしてもらわなんたら、俺は住民に申し訳が立たん。今の、答弁になってない。簡単に、ありませんって、言えやんのやったら言えませんって言うたらええ。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前１１時０７分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時１１分）

８番、北道勝彦議員。

○８番（北道勝彦） ほいで、役員の中でね、どんな商売をされてたか。ほいで、何年間されていたのかをお聞きします。また、何人の方が黒字経営できるとの試算をされた。ペーパーあると思うんやけどよ。それを見せてもらわな、納得できやんな。試算しましたじゃ通らんで。やっぱり商売すんのやったらね、試算して利益、採算取れるかどうかのせなんたら、ほんなん、もうからん商売やったら誰もしえへん。答弁してもらてくれ。何人あって、どのような商売に何年間したか。もうすぐ分かるやろ。ほいで、試算されたのが何人あって、どのような試算されたか、言うてくれ。

○議長（美野勝男） 中前企画管財課長。

○企画管財課長（中前貴康） 北道議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、道の駅検討委員会の委員さんのメンバーの中には、商売をされている方もいらっしゃいます。ただし、委員さんの個人情報にも当たりますし、何の職種を何年したかというところまではちょっと把握しておりませんので、御理解いただきたいと思います。

また、現在の道の駅検討委員会のほうで、先ほども申し上げさせていただいたとおり、令和５年にコンセプトについての答申をいただいたところございまして、今後の道の駅のその試算等については現在はまだしていないということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（美野勝男） ８番、北道勝彦議員。

○８番（北道勝彦） 個人情報になるっちゅうさかいに、名前言わんとね、何名やって、どういう事業をしていたのか、やったら分かるやろ。個人情報と違うさかいに。それ答えてもうて。ほいて、この試算したペーパーがあると思うんよ。ないんか。なしで商売すんの。そんな試算もせんと商売すんの。住民の財産やけ。ほんなばかな商売ってあるかい。何て思ってるのな、町のこと。住民の財産やけ、そうしようと思ってるのやろがよ。だから、これ質問であらっしょ。町長と職員だけで一遍やってみてくださいと。住民が言われてんねん。ほいで、これね、全部今まで使うたお金を返済してもろて、住民の金を住民に返済してもろて、ほいで、町と町長と役員だけで一遍商売やってもろてくれと、事業やってもろてくれと。ほいで、あんだけの役員やったらね、銀行の融資も２億ぐらいしてくれると思うわ。一遍やってくれと。住民言うてんのやで。いっこも答弁ないやないか。できるのか、できやんのか、はっきりしてよ。町長、やってくださいよ。ほんなん、課長いうたって、課長、個人情報ちやうさけ、何名かちゃんと調べて言うて。何年間やって、経営辞めたんやったら辞めた。何年間やったか。何年商売しても、失敗するような商売人ら、何ぼいてたてあくかよ。

○議長（美野勝男） 中前企画管財課長。

○企画管財課長（中前貴康） 北道議員の御質問にお答えさせていただきます。

道の駅検討委員会の中で、各種所属している団体の会長やそういった理事長であったりというところや、有識経験者という方、また議会からも２名の方を推薦していただきまして、道の駅検討委員会の委員になっていただいているところでございます。

その中で商売に携わっていると思われる方が約２０人のうちの半分の約９名の方が商売をされているということだと把握しておりますが、経営のその事業の年数であったりとかというのはちょっと把握しておりませんので、御理解いただきたいと思います。

○８番（北道勝彦） それ何年してたんになっていうことや。

ちょっと休憩して。休憩。

○議長（美野勝男） 休憩します。

休 憩

（午前１１時１６分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 20 分)

- 議長（美野勝男） 8 番、北道勝彦議員。
- 8 番（北道勝彦） 今までね、役員に使われた金額、全金額は幾らあるんですか。
- 議長（美野勝男） 中前企画管財課長。
- 企画管財課長（中前貴康） 申し訳ございません。ただいま言われた委員さんの報酬でございますが、正確にちょっと手元がないのでちょっとあれなんですけども、現在まで6回の委員会を開催してございます。委員さんが全部で20名ということでありますので、約70万弱の金額をお支払いさせていただいております。
- 以上です。

- 議長（美野勝男） 8 番、北道勝彦議員。
- 8 番（北道勝彦） 町長と役員さんで経営していただけますかちゅう答弁はないん。質問の1個のね。それ答弁してもろてない。
- 議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。
- 休 憩

(午前 11 時 22 分)

再 開

- 議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 23 分)

小川町長。

- 町長（小川裕康） 北道議員言われている町長と役員の財産で道の駅をつくりっというふうに言われている部分ですね。これは町長がつくるというのではなくて、今進めているのは、町がつくるということで、町がつくる。そのためには、だから議会と相談しながら今進めているということになっています。そのとおりです。町長個人がつくるものであれば、それはもう私的なものでありますので、それはこことは全く関係ないというふうなことになりますので、その点は理解いただきたいと思います。
- ということですね、町長、役員の財産でっていうことでしょうか。
- 8 番（北道勝彦） 多くの役員と大きな道の駅をつくらうとしていますが、これちょっと休憩して。
- 議長（美野勝男） 今、答弁で終わりたいと思います。

もうこの答弁で終わりたいと思います。

○８番（北道勝彦） そんなことあかんで。答弁違う、そんなん違わしょ、答弁が。
そんな答弁と違うで、質問が。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前１１時２５分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時２９分）

暫時休憩いたします。

休 憩

（午前１１時３０分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時３６分）

再度、執行部から答弁をしていただきます。

小川町長。

○町長（小川裕康） それでは、改めてお答えいたします。

議員が問われている、町長、役員の財産で道の駅をつくり、運営していただかなければなりません。道の駅をつくり、経営していただけますか、お聞きします。この点ですね。

○８番（北道勝彦） その前のこともあるやろう。

その点やけどね。

○町長（小川裕康） いやいや、ですから。

○８番（北道勝彦） 赤字事業やけ、やめといたらどうなんというところから始めてもらわな。住民が要らん言うてんねんやけ、つくっても赤字やと。

○町長（小川裕康） ですから、議員はその夕張を例に出して、質問して、結論を求めているのは、町長、役員でしたらどうなえっていう質問なんでしょう。だから、そ

れは。

○ 8 番（北道勝彦） いや、それだけじゃない。

○ 町長（小川裕康） いや、夕張は一つの例えで言われているんでしょう。

○ 8 番（北道勝彦） 先読んでもらわな、なぜそないに言うてんのか分からん。初めから読んでくれ。答弁たってね、初めから言わな、答弁聞いてないよ。なぜ住民がこういうことを言われてんのかちゅうのが分からん。

○ 町長（小川裕康） 分かりました。お答えいたします。

○ 議長（美野勝男） 8 番、北道勝彦議員、静粛に願います。

○ 町長（小川裕康） 最終的に議員が問われているのは、いろいろありますが、町長、役員の財産で道の駅をつくり、経営してくれませんかというこの問いであると思います。これに対してお答えいたします。道の駅とかがっているのは、町長といわゆる役員、検討委員会の方々でつくるものではありません。つくるとすれば、これは町がつくるものであります。町がつくるとすれば、そのときにはきちんと案を議会にも提示する。当然、予算も提示して、執行部と議会は意思決定機関でありますので、その決定機関との協議の上で進めていくものになります。

以上です。

○ 議長（美野勝男） 以上で、北道勝彦議員の質問を終了いたします。

○ 8 番（北道勝彦） まだ質問ある。

○ 議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前 11 時 38 分）

再 開

○ 議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 00 分）

続いて、6 番、埴谷高夫議員。

（6 番 埴谷高夫 登壇）

○ 6 番（埴谷高夫） まず最初に、先ほどの件ですけれども、執行部におかれましては議会で議決したからとか、それはもう議決済みであるような答弁というのは、明らかに一般質問をないがしろにする答弁なので、やめてもらいたいと思います。そんなこ

とを言い出したら一般質問は成り立たないでしょう。よろしくお願いします。

それから、議事運営についても私はおかしいと思いますので、一言申し上げておきます。やっぱり一般質問というのは、議員に与えられた最大のこれ権利ですので、それを制限するようなことはあってはならないと強く抗議をしておきたいと思います。

では、一般質問に入ります。

ちょっと順番を変えたいと思います。議長のお許しをいただけたらありがたいです。

○議長（美野勝男） はい、結構です。

○6番（埴谷高夫） 太陽光が1番で、カエルを2番にして、コミバスを3番、体育館のGHPを4番にしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それと、昨日、樫河池下のSWSの試験の結果が町民に示されました。今まで住民課長さんが6回にわたって指導して、私昨日ね、一般質問でこれは何やって、これは怒らなあかんと思って質問を用意していたんですけれども、突然出されましたので。ところが、先ほど聞きましたら、町には出てないということなので、住民に回覧があっただけなんですね。私もいろいろ調べたんですけれども、そちらに回ってなかったら、一般的な一方通行になってしまいますが、一応もらってしまったのでね、それについて質問したいと思います。

それからもう一つは、農地の関係で、私図面を出してくださいというふうに申し上げました。図面については、先ほど課長さんと話をしましたら、県のほうでそれは必要な書類ではないんだと。だから、受け付けたら受け付けたでよろしいけれども、追加で審議会にかける必要もないと、このような話でした。

ところがね、私の理解ではこのように思っています。農林水産省の経営局農地政策課長通知というのが出されています。これはもう大昔から出ている通知なので、その中で令和5年3月13日農第03130002号、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度の取扱いについてと、こういう通知が出されているんですね。これに基づいて私質問をしたわけです。

そして、これは令和5年の3月13日ですから、申請から言いますと、カネマ、もうちょっと敬称略でごめんなさいね、カネマだけが該当するんですね。カネマの申請が令和5年の3月17日ですから、4日以前にこういう通知があったわけです。そのほかの旭東不動産、田中潤、ヴェルトライゼ、南浩司さんについては、それ以前の通知が適用されるわけです。それ以前の通知で言いますと、何を持ってこいと言ってるかといいま

すと、パネルの枚数や大きさ、支柱の構造、高さ、間隔、本数、パネルの間隔、これをつけなさいということになっているわけです。

ほんで、5年の3月13日の通知では、これはさっきも言ったようにカネマが該当するわけですがけれども、何を出しなさいと言ってるかといったら、営農型発電設備の設計図として任意の形式でよいが、きっちり形式は示されていないんですけれども、下部の農地全体を記載した平面図及び立面図の備え、適宜機器等の拡大図を用いて、機器の高さ（機器の最高高、農地の上部空間に配置する機器の下面から農地までの高さ）、支柱等農地の表面を占有するものの間隔、面積、位置を記入しているものであること、空中または地上に配線等を行う場合は、その位置及び高さまたは深さを示すものであること、上部空間に機器を設置する農地の位置、面積が確認できるとともに、転用申請部分が特定できるものであること、このようにはっきりと示されているわけですね。

したがって、カネマについては、この資料が絶対必要なんです。なぜかといいますと通知ですから、公務員は拘束されます。公務員が罰則の適用のある拘束をされていて、これは必要書類とされているんですから、当然もらう必要があると、このように思います。議会にも示してもらいたい。議会というか、私にも示してもらいたいと思います。

それから、どうでもいい書類ではありません。だから、町長さんも必ずもらえますということを書いてくれたんですが、いまだに提出されていないことが問題なんです。そうか、1月の16日に手に入ったって言ったよね。ごめんなさい。1月の16日に手に入ったっていうので、それを私まだ見てませんので、後でください。くださいっていうよりも、それは前の大きなモジュール、あれのままということですので、それは大きなものでやっていいということですね。その図面が出ていると。その図面を示してもらいたいと思います。

それから、出てなかったら仕方ないんですが、やっぱりひどいですよね、あの検査結果は。というのは、私全部見ましたけれども、基準に達していない、地力がね。3.5、3、3.5、ひどいのは1.何ぼっていうのがありますよね。全体で見ますと、7か所調査していますが、7か所の調査をあそこに載せてくるというのがおかしいんですけれども、5か所でいいわけですね、今出ているのは。そこで、7か所のうち5か所は、私から言う和不適です。これはこのナイスンソーラーの基準であるN値の4から7に合致しません。したがって、あのままでは不同沈下を起こします。今もう杭を打ってしまってますけどね。あんなことでやられたら大変なことになるというのを、まず警告しておきたい

と思います。

ほんで、これも私、一方的に言っているんで、町長さん御覧になってないから、でも私の言葉を信じてもらって、検査結果はそういう数字が出てない、示してもいいんですけども、ということを念頭に入れて答弁を願いたいと思います。

それから、ニホンアカガエルの件に移ります。

昨日の桐山議員や伊都議員の質問を聞いていましてね、私同様の質問なんです。私は審議会の委員さん方がどうこう言ったのを意見するつもりはなかったんですけども、教育委員会のほうからこういう意見が出されました、こういう意見が出されましたと言われたので、一言申し上げたいと思います。

再三再四、レッドデータブックについては取り上げられました。ほんで、仁坂さんの資料をお渡ししました。それ1回ね、読んでもらえますか。水色の線を引いた部分ですけども、お願いいたします。それを読んでもらった上で、こういうことを書いているんだということを確認した上で、次の審議をしたいと思います。

それから、コミバスですけども、私も美濃議員さんと全く同じなんです。本当はデマンドタクシーやデマンドバスを私は推進したいほうで、お願いしたいんですけども、それもA Iを用いてやるというのは随分はやってますから、そういうのをやったのかどうかというのが非常に気にかかります。しかし、ここでは取り上げてないので、ここまですておきますけれども、取りあえずは、そしたら、どういった方策があるかということで、オレンジバスとコミュニティバスの時刻表とにらめっこしましてね、どこで乗換えができるか、どこで乗り継ぎができるかというのをいろいろやってみたんですが、これがなかなかうまくいかない。一番接点があるのは、小畑の西出っていうところですね、西出のバス停。これで乗換えができたなら一番いいわけですね。今だったら厚生病院が終点ですから、コミバスの終点は厚生病院ですから、厚生病院から八幡さんのオレンジバスのバス停まで歩かなあかんと、こういうことになるわけですね。どこへ行くのを目的としているかって、私は大手スーパーとか、それからホームセンターですね、名前は言いませんけれども、ホームセンターへ行くにはあそこからまた歩かなあかんと。歩くのが嫌やったら、そのオレンジバスに乗り換えなあかんと、こういうことになってるわけですね。

ほんで、行きは行けても、帰りも大変ですよ。帰りは買物の荷物を持ったままでバスを待たないといけない。それがうまくいかないんですよ、なかなか。時間がうまくい

かないと。例えば、なかなか難しいんですよ、7時50分にふれあい公園から乗った人は、西出に着くのが8時31分。このときオレンジバスは8時39分にもう出た後なんです。次のバスの9時8分まで西出のバス停で待つことになります。一方、四郷を7時58分に乗った人は8時40分に西出に着きます。これもオレンジバスが出た後で、やはり9時8分まで待つことになる。非常に不便なんですね。

帰りはどうなるかといったら、同じようなことです。ふれあい公園行きの最終バスは12時14分なので、四郷行きで11時46分。これに乗ろうとすると、スーパー前は11時49分。四郷行きを出たバスです。次のバスは14時51分。四郷からのバスでスーパーに買物に来たら9時から14時35分頃まで買物をして、14時39分のオレンジバスに乗って、西出まで乗って、そして14時50分のコミバスに乗り換えると。こんなややこしいことをせんなんのですね。だから実質、スーパーとホームセンターにストレートで行くのはもちろんのこと、非常に困難があると。こういう買物の困難な人たちがいるわけです。

だから、ドア・ツー・ドアのタクシーやデマンドバスってことになるわけですけども。それは置いてきまして、町長さん、このような不便な状態が現実にあるということでしたら、私ね、海南市と協議して乗り入れをしてはどうか。コミバスを厚生病院で止めないで、もう少し先まで延ばして行けないかと。それは私、どんなような法的な制約があるか分かりませんが、海南市とは仲よしでいろんな行政をやっているわけですから、これは頼めるんじゃないかと、このように思います。

それから4点目は、日経新聞の資料をお渡ししました。この間、能登の震災で、能登は本当に大変なことでお見舞い申し上げますが、能登の関係で、災害時にガスヒートポンプエアコンが有効だと書いておりました。当町でももう導入していますから、災害時も避難場所に設置するのをここでは推薦しているので、体育館も避難場所になっていますからね、ここへ導入してはどうかと私は思います。小中の体育館にGHP、ガスヒートポンプエアコンと非常用発電機、炊き出し用のガス栓などを利用したらどうかと、私は思うわけです。

これはなぜかといいますと、岬町の小中学校が全て補助金をもらって、この間やりました。今、中学校の体育館はこの間、令和5年度で事業でなったんですけれども、その事業費の内訳もお示しました。ほんで、エルピーガス振興センターから2分の1の補助金をもらって、そして各小学校の施設、この小学校の施設、私資料を持っていますけ

れども、そこにはお渡ししていませんが、同じように2分の1補助でやっています。ほんで、中学校もやったと。

ほんで、やっぱり前にも一般質問で他の議員からありましたけれども、避難所がそのような寒い状態、暑い状態で避難所としての機能を果たせれるかといったら、非常に問題があるわけですね。ほんで、何とかできないかということを、電気でしたら止まってしまったらそれで終わりなので、ガスヒートポンプエアコン、これをぜひとも導入してもらいたいと思います。

令和6年度も補助金の募集をしているそうですから、今からやるっていうのは大変だと思いますけれども、何とか考えられないかというのが質問です。

以上です。

(6番 埴谷高夫 降壇)

○議長（美野勝男） それでは、埴谷高夫議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

東浦住民課長。

(住民課長 東浦功三 登壇)

○住民課長（東浦功三） それでは、私のほうからは埴谷議員御質問の樫河池下流域の太陽光発電設備についてということで、まず、昨年11月13日に事業者により実施された地盤調査の結果に基づく強度計算書、これは求めているんですが、いまだ提出されておりません。また、地域への説明もいまだされていない状況だと認識をしておりました。

地盤の強度については、事業者からは口頭では問題ないと聞いてはおりましたが、町への強度計算書の提出を強く指導しておるところです。また、地域への説明についても、事業者に対し強く指導してきたところです。昨日、そういった地盤調査の結果が回覧されたということについては私どもも知らされてはおりませんでした。検査結果についてはちょっと存じ上げておりませんので、ちょっと御答弁は差し控えさせていただきます。

(住民課長 東浦功三 降壇)

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

(農業委員会事務局長 吉見将人 登壇)

○農業委員会事務局長（吉見将人） 私のほうからは、埴谷議員の樫河池下流域の太陽光発電設備についての農業委員会の図面が出されていない問題で、業者に提出させ

ると言っていたが、どうなっているのかとの御質問にお答えさせていただきます。

一時転用、申請に添付すべきであった図面につきましては、令和6年1月16日に提出をいただいております。なお、寸法につきましては、2,384の1,096でございまして、柱間ですが、3メートルから3メートル60で、最低地上高ですが、2メートル20となっております。このことから、農作業に支障を来さないことを再確認してございますので、御理解くださいますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(農業委員会事務局長 吉見将人 降壇)

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

(教育次長 曲里充司 登壇)

○教育次長（曲里充司） 埴谷議員のニホンアカガエルについての御質問で、令和4年の11月の仁坂知事の和歌山県レッドデータブックの改訂に当たってのマーカー部分を読み上げてからということでしたので、読み上げをさせていただきたいと思います。

「保全上重要なわかやまの自然」ということで、「平成28年から現場に精通した自然愛好家の方々が専門調査員となって現地調査等を開始し、この度、調査結果や学術的知見等がまとまりましたので、『2022年改訂版』を発刊するに至りました」、「本書によって、和歌山県の稀少動植物や自然環境の現況が広く認識され、自然や生態系の保全に関する取組が加速することを期待しております」という文章でございます。

(教育次長 曲里充司 降壇)

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

(総務課長 坂 詳吾 登壇)

○総務課長（坂 詳吾） それでは、私のほうから埴谷議員のコミュニティバスの海南市への乗り入れについて及び体育館等の空調設備についての御質問にお答えいたします。

まず、コミュニティバスの海南市への乗り入れについての御質問にお答えをいたします。海南市と協議して、当町のコミュニティバスをオークワなどの買物施設へ乗り入れできないかとの御質問ですが、国土交通省のガイドラインによりますと、地域公共交通会議や警察との協議を経て合意が取れれば、コミュニティバスを区域外で走行させることは可能となります。

ただし、コミュニティバスは交通空白地域を解消し、あくまで地域における生活の必

要最低限度の移動手段を確保することを目的としており、合意に至るには既存で運行している路線バスとの競合が発生しないことや、危険性を伴わないと警察が判断することなどが求められます。

町といたしましては、コミュニティバスや高齢者等外出支援タクシー・バス助成券等の対策も行っており、これら全ての利用者や関係者の目線に立って対策を講じることが必要と考えてございます。具体的な対策案は現在ありませんが、できる限り多くの方々が利便を享受できる仕組みづくりを関係機関と協議しながら検討していきたいと考えていますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、コミュニティバスの海南市への乗り入れについての答弁とさせていただきます。
続きまして、体育館等の空調設備についての御質問にお答えいたします。

避難場所の冷暖房設備につきましては、集会所などには設置されていますが、体育館等の多くの方が避難できる施設には設置されておりません。埴谷議員御提案のガスヒートポンプはガスを使用するため、停電時にも使用できることが一番のメリットだと考えておりますが、一方、デメリットとしてコストが高いということがございます。

町内には指定緊急避難場所に指定した体育館が5か所、避難所に指定した体育館が9か所ございます。避難所の体育館の中には、廃校、休校となった小中学校も含まれております。長期の避難生活を考えたときには冷暖房設備の必要性も認識してございますが、廃校となった施設は別として、現在も使用されている学校の体育館についてどのぐらいの費用がかかるのかも含めて、今後、研究してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、体育館等の空調設備についての答弁とさせていただきます。

(総務課長 坂 詳吾 降壇)

○議長（美野勝男） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して質問・答弁をしてください。

6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 先ほど答弁いただきました農業委員会のほうですけれども、それは通知の内容を充足しているということで理解していいのでしょうか。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見将人） 農業委員会の審査の項目の部分でございすが、高さ、耕作できるかどうかということがまず視点となります。そういったことか

ら、柱間、柱と柱の間であったり高さであったりという部分については十分対応できるということで認識してございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） いや、そういうことを聞いているんじゃないので、私先ほど読み上げましたよね。図面があって、それでもって確認ができると。こういうことになっているのかどうかを。

○議長（美野勝男） 埴谷議員、マイクのほうへ近づけてください。

○6 番（埴谷高夫） ごめんなさい。今、分かってる。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見將人） すみません、説明不足でした。今、添付していただいている図面で十分確認できてございます。パネルとパネルの間であったり、それから柱の高さであったり、太陽光パネルの地面からの低いほうでは3メートルあり、高いほうでは3メートル63、3、635あります。それから、横棒、架台における作業のスペースについては2,200あるという部分について確認できてございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 何度もすみません。そしたら、それぞれの事業所について、そういう図面が出されていると、こう理解していいのでしょうか。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見將人） 5か所分提出いただいております。ただ、その図面については内容がほぼ統一されたような内容でございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 統一してたら、平面図が違うでしょう。立面図も違うでしょう。それはどうなるんです。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見將人） 平面図は一番最初に添付していただいていた、上空からの写真に落とした図面となります。それから、立面については、種類があるんですが、それぞれの柱間、柱と柱の間で分けた面積を一式添付していただいております。

して、3,000、3,200、3,400、3,600ということで、4種類の図面を添付していただいております。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 平面図がね、当初のあの図面だったら全く違うんですよ。今、見てごらんない、杭が立ってのを。杭が立ってるところを確認したら、あれとは全然、全く違うものが図面に載ってる。せやから住民はね、これは何やということになっているんですよ。今の杭の位置と平面図が合わない、これが問題なんです。

だから、業者がまともな図面を出してるとは考えられないでしょうが。私、課長さんがそうやって当初の図面ですって言われたら、それはおかしいでしょうと、今の現状と違うでしょうということになりますよ。第一、本数が違うんですから。勘定してごらんないよ。一番戸口のところは何本、次、カネマは何本って言って勘定してごらんないよ。全く違うんですから、当初の計画とは。だから、当時の図面どおりって言ったって、それは駄目ですよ。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見将人） 実は、その件につきましても県のほうへは確認はさせていただきました。今回、書類を再提出ということで、事業者に求めることについて県に問合せを行ったところ、実際にその図面の修正というのは、農業委員会において間違っ添付していた図面の2,111であってでも2,384の図面であっても、十分下で農地の耕作が可能かどうかといったことを確認していれば、再提出を求める必要がないということで指導いただきました。

それで、これがその後で、実際の図面というのは一番最初の農地の転用の際には、最終的な図面というのは出てございません。といいますのは、例えば住宅を建てる際、そして審査時に計画された図面と出来上がった図面の現場というのは、実際には差がございます。形状変更がございますが、そういった場合の変更図面についても提出するということはないということでございます。法律上の義務はないということでございました。

農業委員会が図面を必要とするのは、農地を農地以外のものにする行為に対し、周辺の農地に悪影響や支障がないかということを確認するために図面を提出いただくものであるということでございまして、参考資料という形になります。

ただ、12月議会におきまして議員より指摘があり、本来添付すべきであった図面について、委員会の事務局のほうで確認が漏れてございました。そのことにつきましては

申し訳なく感じてございます。今後、このようなことがないように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 当初というか、この途中で1 2月議会、大きいほう、小さいほうということが問題になりました。大きいほうになりますよねということで、先ほどの課長さんから大きいほうで出てますと、これでやるんですということでした。

そしたらね、やっぱり図面というのは正確なものが要ります。というのは、住民と今ね、あそこでもめているんですよ。例えば、杭が非常に近いと、隣地にね。そしたら、上の架台はどこまで来るんですかって。平面図がきちっと確認できなかつたら、どこまでモジュールが来るか分からないと。空いてるところよね。越境するっていうことはないでしょう。それはないでしょう。しかし、近接してくるってなったら、これはちょっとその隣地から文句が出る。そのようなことも考えられるわけですよ。

ほやから、全くその問題がないってことはないんです。隣地の人は反対だし、承諾してないんですから。だから、その間近くに杭を打つと。見てごらんくださいよ。全く近接した、ほとんどもうあぜのようところに杭が来てますよ。そしたら、オーバーするようなこともあり得るでしょう、図面によってはね。そこだけ引っ込めてくれたらいいんですよ。そういうことをしないんだったら、そういうこともあり得る。ほやから、図面をくださいって言ってるんです。図面が正確なものでなかつたら、私検証のしようがないですよ。絶対に必要なんです、この営農型の太陽光をするに当たっては。

ほやから、農林水産省もこないやって図面出さない、平面図出さないって言うわけでしょう。県の指導がどうだったかは知りませんが、私が県に抗議したらいいですけども、そんなことを水産省は書いてないですから、ここに。私通知を基に課長さんに言ってるわけで、これ以上の正確な正しいことはないでしょう。この通知が間違っているんですかという話になりますよ。なら出さんでもいいんやって。ほんなら通知要らないじゃないですか。そんな話なんですか、違うでしょう。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見将人） まず、その局長通知というのは私のほうも読んでございます。それを持った上で県とお話をさせていただいたところ、図面についてはあくまでも農地転用、一時転用後、それによって農地が耕作できるかどうかという

部分についての資料という形になりますので、その部分については必要ないというわけではないんですが、確認のために頂く、持っていくというのが普通であるかと考えております。

ただ、その図面について、一番最初の上空の平面図というのは一番最初に出していただいた形でございます。その後、今回、頂いた図面というのは、一番最初の一時転用時点での図面が間違っていたということで、その部分の図面の訂正ということで求めています。今現在の部分については頂戴してございません。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 私ね、昨日、検査資料をもらいました。検査結果の資料をね。それに付随して、こういう図面が添付されました。図面をお示しするわけにはいきませんが、何書いてあるか。これはチェンジ・ザ・ワールドとクリエイティブ・リアルティ、あそこの土地の図面なんです。ここでは、そこからは見にくいですがね、平面図がちゃんと出てますよ。こういう図面が出るんですよ。それから立面も出てます。全ての耕作地について、ナンバーを振って図面が出てるんです。したがって、出せないはずはないでしょう、こんなのが。こういう細かいのが出せるわけですから、ほかのところも一緒です。

これは J Mソーラーで全く違うソーラーなので、一緒にはいきませんが、こんな図面が絶対あるはずなんです。それ出せないはずないですよ。今の杭の位置に従って、あの杭はどうやって打ってるんですかって、この図面に基づいて打ってるんですよっていうのが分かるものを提出してもらってくださいよ。それはどうですか。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見將人） まず、私のほうは、その申請時点での話の図面のことをお話しさせていただいたわけですが、その後、図面については県のほうに聞いたところ、頂く必要は法的な根拠はないということでございました。

それで、そのほかの図面については、一度お話しさせていただこうかなと思っておるんですが、農業委員会のほうで現在の事業の進捗の報告というのを頂く形がでございます。その際に、そのお話をさせていただきたいなと思います。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 何遍も同じことを言って失礼ですけれども、そしたらね、農林省の通知、これはあなたは縛られないんですか。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見將人） 農林省の通知というのは、公務員とかに縛る部分の通達でございますので、その分については縛られるかと思います。

ただ、今回頂いた書類については、一番最初の5条申請、一時転用の申請のときの当時の申請書類の図面でございます。ということなので、頂いた図面というのは、一番最初の上空からの平面図と、それからその下の構造図というんですかね、パネルの図面であったり高さであったり、柱間の示した図面というのが添付していただいております。以上でございます。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） それは違うから今、問題にしているんでしょう。なぜそれが分からないかな。現状に合うような図面でなければ、確認できないでしょうが。なぜ現状に合うような図面を請求できないんですか。町長さん、おかしいでしょう。話聞いて分かります。

図面が出てると、それは当初の図面です。ところが今、杭見たら違う。あの上にパネルが載るわけですから、違うものが出来上がると。こんなおかしいでしょうが。住民それで納得しますか。近隣の人は、それで納得しますか。どうですか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 先ほどから、埴谷議員からの御質問、そしてうちの農業委員会事務局長の産業課長の答弁の中です、課長が申しているのは、転用という行為をする、転用後がこうなりますよということをしてしようとして図面を添付してくださいってということで、そういうことの添付をしていただいた図面が間違ってたから、その図面を修正していただいたという課長のお答えであります。

もう一つ、今の現場との違いっていうのは、埴谷議員は図面を持っておられますが、我々はそういったものを頂いておりませんので、そこはちょっと何とも分かりませんが、必要な図面かどうかということを産業課長がお答えさせていただいております。ということも私も認識しております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 私またこれで終わったら困るので、早く解決したいんですが、平面図ね、新しい今の杭の打ってる平面図、それは取ってもらえるんですか、どうですか。それだけ答弁してください。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見將人） 提出を求めるのに法律的な縛りというのがないので、お願いベースになるかと思うんですが、事業者のほうへ提出を協力いただけるように申し入れたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 公務員が通達守らんかったら、これは大変なことなんですよ。懲戒処分もんでしょう。そういうことをあなたらは課されてるんやからね。それに基づいて通知がありまして、住民も不安がってます。図面ください。図面なんかもう出てるから、あれ打ってるんでしょう。図面はずっとあるわけなんです。図面を出してくださいって言って、向こうは何も困ることない。それを協力お願いしますというのだったら話になりません。図面をもらってください。はい、再度。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見將人） まず、その局長通知というのは、転用時点でのお話を書かれていることかと思います。その転用時点ではそうであって、その後の図面については本来もらうことは法的にはないということで県には確認していることとございます。ただ、周辺住民の方が心配になっているという部分がございまして、事業者にももらえるようにちょっと話をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） SWS の結果については、先ほどちょっと言いましたけれども、非常に不十分です。ほとんど用をなさないと。地盤改良が必要、早い話、そういうことですよね。地盤改良は営農型でできませんから不適というものがほとんどです。それを申し上げておきます。後で課長さんともいろいろ打合せしたら、打合せというか、私から申し上げていいと思うんですけども。

じゃあ、ニホンアカガエルにちょっと移ります。

ニホンアカガエルは、今お読みいただきましたね。県は希少動物や自然を保全すると、

強い意志が示されてますよね。その結果、ニホンアカガエルが絶滅危惧種 1 類に掲載された。両生類の専門家もこの間、現地で説明をなされました。ニホンアカガエルの学術的意義について、今さらね、あの審議会で議論しなければならないようなことですか。教育委員会の事務局の方から学術的な意義をここで問題にしなければならないというような発言がありました。それはね、どういうことなのでしょう。今さら、それをやらなんですか。それで答弁願います。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） このレッドデータブックのニホンアカガエルの選定理由の中にもあるんですが、地形のなだらかな農耕地を中心に生息するアカガエルで、和歌山県では紀北地方での生息はあるが、紀南地方での生息が見られなくなったということで、生息域が狭いことによって絶滅危惧 1 類に指定されたという経緯があります。そういうことも含めて、紀美野町として学術上価値の高いものかということを現在、審議会のほうで調査、審議をいただいているというような状況でございます。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 紀美野町で学術的な評価が高い低いって、誰が判断するんです。あの中には専門家がいらっしゃるんですか、そういうことを判断できる。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） この間も専門家の方にも現地で立ち会ってはいいただいて、いろいろな意見であったり生態の実態もお話ししていただいた上で、審議委員の皆様で調査、審議をいただくということになっております。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 専門家の方がお二人、あそこでいかに大切な生物であるか、希少な生物であるかということを説明しました。そういうことを説明しましたけれども、あのほかのところの委員さんは、そういうことは全く関係ないでしょう。こういう危惧の話聞いても、何て言ったかって。ひどい話だったですよ。1 人は、自由勝手に捕まえることができなくなると、それは困ると。ニホンアカガエルを捕まえるのに一々許可取らんなん、これも困りますっていうような話でしたよね。論外でしょう。県が希少な生物で、レッドデータブックの絶滅危惧種に入れてるのに、それを遊びでこどもたちが捕まえてどうのこうのっていうような議論がなされるって、全くおかしい議論でしょう。

また、ある人はこうも言いました。全町調査をせなあかんと。なぜ全町調査なんです

か。全町調査なんていうのは全く不可能な話でしょう。荒唐無稽ですよ。全部の地権者から承諾を得て、そうしてこの畑にニホンアカガエルがいるか、それも集中的に見なめかんですね、短期間に。そんなことができますか。全く不可能なことをおっしゃって、審議を引き延ばしてるって、こういうことでしょう。

それから、ほかにもありましたけれども、そうそう、指定しても指定しなくても、このカエルは守っていけるんですかって、こんな話も出ました。おかしい話ですよ。指定して、そして、町が責任持って守っていけばいいんじゃないですか。もちろん、地主さんもそうです。そんな当たり前の話でしょう。こういうのに時間が費やされて議論が停滞していると。ほんで、次の機会にということになるわけでしょう。

申請者は、自分の土地のニホンアカガエル、あれ無主物ですから、先占ですよ。見つけた人のもんです。このカエルを申請して、そして指定してくださいって出てるわけですよ。なぜ全町の話になるんですか。なぜ捕まえてどうのこうのの話になるんですか。なぜ今後の保護をどうのこうのってなるんですか。

しかも、教育委員会の事務局から、先ほど言った学術的な検討をせなめかかんという話が出て、そうして私から言ったら議論が全く停滞して、後ろ向きの話がなされていると思います。

もう一つも言ってしましましょう。ハッチョウトンボの資料をお渡ししました。古座の新聞記事、朝日の新聞記事ですけれども、町が2001年に天然記念物に指定して、そして保護活動が行われた。その季節になりますと、新聞社が写真を撮って、ハッチョウトンボが飛んでますよと、大切な貴重なトンボですよということで、地方紙ですけれども、ああやって載るわけですよ。

したがって、このニホンアカガエルについては、本州最南端、多分紀美野町が最南端でしょう。ここからこの間、卵が生まれ、そうしてふ化して、オタマジャクシになってというような話が、もし指定されてごらんないよ。こういうのが一般紙やまた和歌山放送をはじめ、そういうマスコミにも取り上げられて、桜前線じゃないですが、ニホンアカガエルの前線、そのようなことにもつながっていくわけですね。紀美野町は自然を大切にすると、大事にしているんだと、こういう宣伝にもなるわけです。非常に効果が大きいと思います。

ですから、教育委員会は後ろ向きの足を引っ張るような審議会の運営をするのではなくて、審議会の皆さんは本当に真面目な審議をしてくれるのは大切です。議論をしてくれ

るのも結構です。しかし、このような前提を抜きにして審議されたら、改まらんです。そこを十分理解されて審議を進めてもらうように、そちらから進めてください。

以上です。

○議長（美野勝男） 東中教育長。

○教育長（東中啓吉） 今、埴谷議員さんのほうから、仁坂知事の話もありました。大変希少生物であると。希少生物であるということは、それだけで学術的価値のある一部分で当然あると思います。そういう意味で言いますと、環境を守って保全していくということは非常に大事なことでありまして、小学校や中学校の理科の中でも自然とともに生きるという単元でそういうことを扱うようになっております。

審議会に諮問をさせていただいて、その中での議論を経て答申ということになるわけですが、実際に委員さん方の自由な御意見の中で、委員さんの中にも実際に見たことのない方もいらっしゃいますし、このニホンアカガエル、いったい紀美野町にどれだけ分布しているんよとか、いろいろ疑問点も当然ございまして、そういった中からいろいろな御意見が出ているというふうに考えております。

今後、こういった意見を踏まえながら答申をいただくということになりますので、決して後ろ向きにこちらも審議会を開いているわけではございませんので、その点を御理解いただきたいと思います。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 全町調査については、審議会の開かれる前から私の耳に入っていました。ある委員さんは全町調査を言っていると。しかし、そういうことは私の耳に入っているということは、多分教育委員会にも入っているんでしょう。誰とは言いませんよ。言いませんけれども、中心的な人物ですからね、その方は。

そしたらね、それはおかしいですよって言うのが本当の姿ですよ。全町調査なんてできないんですから。できないことを言ったら、それは後ろ向きじゃないですか。それは違いますよと。全町調査などを申請者は求めているのではありませんと、はっきり言うべきでしょう。申請者が求めているのは、私のところの地面にあるカエルを指定してくださいと言ってるだけなんですって。それは写真もつけて提示しています。

そなん行ったらいつでもいるんだったら、それは希少動物でも何でもないのでしょ。珍しくたまにしか会えないから希少動物に指定してくださいって言っているの、それは写真で裏づけられて、私も実際、ビオトープをつくるときに、掘り出してカエル

が出てきたということで、みんなで大騒ぎしたんです。

そういうことを信じてもらえないのは仕方ないんですけども、そのときは議員さん3人もいましたし、みんなでやったんですから、それを信用してもらわな仕方ない。そうして出てきたカエルを申請して指定してくださいって言うてるだけなんですから。はい、そういうことです。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） そうして、先ほども言ったように、ハッチョウトンボで古座川町はこうやって町の職員が出向いて、そして、杭を打って地域を限って、ここのトンボは取らないでくださいとやっているわけでしょう。これ700平米ぐらい町で買収したって担当の方がおっしゃってましたけれども、こうやって古座川町ではやっている。一方で、紀美野町ではこんなすばらしい自然があって希少動物がいるのに、何にも進まない。これじゃあ困ります。

次、コミバスの話です。

今度、オレンジバスが4月1日から路線を変更すると載ってました。路線を変更したらコースが変わるわけですから、旧道って言うんですかね、旧県道って言ったらいんですか、よく私は土地勘がないのでよく分かりませんが、今まで通っていたところはコミュニティバスが通って、行けるわけですから、路線が重複するということはないですよ。別々の路線で行くわけですから。これは十分考えられると思うんですけども、いろんな難問が待ち構えているということで、それだったらデマンドバスやタクシーを導入したほうが早いような気もせんでもないんですが、しかし、取りあえずはこれで検討を加えてもらうということになりませんか。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） 埴谷議員の御質問にお答えいたします。

議員が今おっしゃられましたように、この4月から路線バスにつきましては、バイパスのほうですね、そちらを通るということになっております。コミュニティバスはもちろん並走という形であっても、やはり民間圧迫というのはちょっと避けていくべきやという方針がございます。

ただ、今言われるように、海南のほうへの乗り入れということなんですが、やはりその辺はもちろん海南市さんをはじめ、海南市の公共交通会議、それから紀美野町の公共交通会議、それからバス事業者ですね、そういったところと色々な協議も必要となっ

てきますので、その辺については十分に協議を進めていかなければならないという問題点もございますので、そこは今後ちょっと検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 私、先ほども言ったように、時刻表言いましたけれども、オレンジバスと競合するということはないんですよ。第一、オレンジバスの本数っていうのは本当に限られていますから、コミュニティバスも限られていますから、それが先ほども言ったようにね、9時から買物をして14時35分まで買物せなあかんのですよ。それは競合、民業圧迫になりますかね、そんなんで。重なってないから問題やっって言ってるんですよ。重なってたら乗換えできるわけですから、ほやから、そこら辺は十分検討して、これは民業圧迫にならないんじゃないですかということを訴えてもらって、そして、どちらかを増やすということにしてもらいたい。

コミュニティバスを増やすというのはもう限界があると思いますから、少し足を延ばせばいいわけなんで、そこを十分検討してもらいたい、このように思います。再度、答弁をお願いします。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） その点につきましても、競合するかしないかっていうあたりは何とも言えやん部分なんですけれども、住民の方の利便性というのは第一に考えていきたいとは思いますが、やはりそういったいろんな課題ですね、どういつてやったらいいのかなということも含めてちょっと検討はしていきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） そしたら、避難場所のガスヒートポンプエアコンに移りたいと思います。

先ほど紹介しましたように、岬町の話ですけれども、エルピーガス振興センターから補助金をもらって設置したということをお話ししました。ほんで、センターの導入事例もお渡ししました。岬町の中学校のGHPの設置の予算もお渡ししました。ほんで、岬中学校というのは体育館面積が1,788平米なんですね。野小が少し小さい、160平米ほど小さいと。大きな差がない体育館です。野小のほうが、野上中学校です、今のはね、野上中学校が160平米ほど少ないと。野小の体育館は1,100ですから、淡

輪小学校とよく似ているんですね。そこの二つの体育館、淡輪小学校と岬中学校の予算どれぐらいかかったかというのを聞きますと、1億7,481万円かかりましたと。ほんで、センターからの2分の1補助で8,000万円もらいました。全部が全部対象じゃありませんので、電気関係で一部対象じゃないところもあるので、8,000万円もらいました。ほんで、設置しました。

ほんで、ランニングコストはどれぐらいですかって聞きましたらね、小学校の体育館3か所で年間のガス代が150万円と言いますから、非常にランニングコストが少ない。設置のときは高いですよ。電気よりはるかに高いんですけども、十分回収できる。

しかも、災害があったときに、ここは中学校のほうはガスバルブは災害時に3日間、72時間対応と言っていました。厚生病院も同じようなことを言っていましたよね。72時間対応ですよと。私、72時間で行けるかどうか、やっぱり倍の6日間が必要になるんじゃないかと思えますけれども。こういったことを計画的にやっぱりこちらのほうで予算化して考えていく必要があると。

もう災害になったら、すぐさま困ってしまうわけですから、もう災害関連死なんていうのは非常に多いわけです。ほんで、紀美野町なんかでも非常に寒いところですから同じですよ。ストーブ一つで過ごすなんてことはできないわけですから。どうか導入をお願いしたいということです。

そういう意味では、今度のスポーツ公園、まあスポーツ公園の是非は私、別ですよ。あれがいい悪い言いませんけれども、それが後で議論になるのであれですけども、やはりそんなところにも、あそこは避難場所、小畑の避難場所、あんなところまで行けるかいなっていうような話がありましたけれども、避難場所に一応なっているわけですから、そこをエアコンもないような計画をなさったら、これはちょっとおかしいんじゃないかと。

やっぱりエアコンを設置して、このようなGHPを設置してですね、そして災害時の避難場所と本当になるようにするのが、本来の安全災害交付金でしたかね、そういう名称の交付金をもらうんですよ。ほやから、そういうことを照らしても、やっぱり防災面で十分導入していくメリットがあるよねと、私はこのように思います。

町長さん、意見ありましたらどうぞ。

○議長（美野勝男）

小川町長。

○町長（小川裕康）

大変ありがたいお話でありました。ガスヒートポンプの有用

性というのは十分認識しております。というのは、数年前にここの庁舎のエアコンも入れ替えました。それまで電気でやっていたやつをガスヒートポンプを使ってやったという背景には、災害で停電になったときにとということも考慮して、ガスヒートポンプに切り替えました。

それであれば、最初の点火は自家発電の電気で点火すれば、その後はガスを補充することによってずっと起動していくということがありましたので。それとイニシャル、ランニング費用も十分検討して、ここの庁舎、公民館については、5年、6年でイニシャルとランニングはひっくり返るというような試算の下でガスヒートポンプに切り替えました。結果的に、ランニングで行けば電気よりも安く今動いているということで、これはこれで、それを入れてよかったなということがございます。

町内でも、かじか荘もそういう形です。これまた一部事務組合であります、やすらぎ園もそういう形でガスヒートポンプを入れているということで、それはやはり災害時の停電したときの対応も考えてやっているということがあります。

ですから、議員言われるこの有用性というのは十分認識しておりますし、今言われている避難所ともなる学校の体育館についてという質問になりますので、学校施設の中でなかなか空調もずっと遅れているような中で、まず教室へというようなことで進めてきて、体育館は遅れておりますけれども、必要でないというふうには考えておりませんので、これは今後、学校、当局、また教育委員会等ともども十分これから検討、協議しながら、研究もしながらですね、進めてまいる必要があるなど、そういうふうに認識しておるところであります。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 先ほども申しましたように、このエルピーガスの振興センターの補助金ですけれども、令和6年度もやっぱり予算があるそうです。しかし、7年度はどうですか、それは全く分かりませんという話でした。それはそうですよね。

しかし、今日の日経に載ってましたけれども、これから政府が力を入れていくのは再エネ。やっぱり再エネでどうやってこういった空調設備を維持するかという話に移っていくかもしれませんね。だから、最終的な補助金になるおそれもあります。すぐにはそうならないんでしょうけれども、技術的な問題がありますからね。だから、すぐにでもちょっと検討いただいて、そして導入の方向へ向かっていただければと思います。

これでもって質問を終わります。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） ありがとうございます。いろんな補助金のことであるとか、いろんなことをしっかり研究してまいりたいと。そして、この必要性というのは十分認識しておるということをお答えさせていただきます。

以上です。

○議長（美野勝男） 以上で、埴谷高夫議員の質問を終了いたします。

これで一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 2時07分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時20分）

◎日程第2 議案第7号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（美野勝男） 日程第2、議案第7号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから、議案第7号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから、議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第8号 紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(美野勝男) 日程第3、議案第8号、紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番(美濃良和) この改正というのは、要するに9ページにあるように、特定個人番号利用事務、法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務ということと、それから、その下の利用特定個人情報、法第19条第8号に規定する利用特定個人情報ということで、さらに今までのマイナンバーのカードに新たなその情報を入れていくと、そういうふうな内容になるわけですか。お聞きしたいと思います。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長(美野勝男) 坂総務課長。

(総務課長 坂 詳吾 登壇)

○総務課長(坂 詳吾) それでは、美濃良和議員の御質疑にお答えいたします。

この改正につきましては、番号利用法の改正によりまして法別表第2が削られることに併せまして、新たに、新たにといいますか、特定個人番号利用事務と利用特定個人情報という用語を表記するものであります。したがって、今までと何ら内容が変わるものではないです。

以上でございます。

(総務課長 坂 詳吾 降壇)

○議長(美野勝男) 11番、美濃良和議員。

○11番(美濃良和) 今回の改正はそういうふうな、何ら変わらないと。変わらないんですか。情報は、次のページにわたって第4条もあるわけでございますけれども、このところで、そういうふうは何ら変わらんと。変わらんならば、当然変える必要もないわけですが、そういうふうな見方でいいんですか。

その次のページの第4条の3では、町長または教育委員会は特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって、自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けられることができる。これは情報の交換とか、いろいろあるんでしょう。だから、今回については、そういうふうに何ら変わらんって、変わらんことはないと思いますが。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） 美濃議員の再質疑にお答えいたします。

今回の改正は、法別表第2の第2欄に掲げるそういう事務ですね、事務とそこになる特定個人情報というものがあるんですけども、それが国のほうの法律で別表第2から外れるということで、今回、そういう特定個人番号の利用事務と特定個人情報ということで新たに定義づけをやり替えただけの話ですので、実際にやる事務とか、そういう個人情報につきましては、今までと変わらないということでございます。

以上です。

○11番（美濃良和） ちょっと今の答弁がよく分からないので、もう一度説明をお願いします。ちょっと休憩で。もう一遍、説明をお願いしたいと思います。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 2時25分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時27分）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから、議案第8号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　これで討論を終わります。

これから、議案第 8 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 4　議案第 9 号　紀美野町児童館条例等の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男）　日程第 4、議案第 9 号、紀美野町児童館条例等の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　これで質疑を終わります。

これから、議案第 9 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　これで討論を終わります。

これから、議案第 9 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 5　議案第 10 号　紀美野町スポーツ公園条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男）　日程第 5、議案第 10 号、紀美野町スポーツ公園条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

11 番、美濃良和議員。

（11 番　美濃良和　登壇）

○11番（美濃良和） スポーツ公園ですね、リニューアルされるということに基づいて、この指定管理ということが入ってくるようであります。このことについては、見てみましたら、私もちょっとどうしても事情があって欠席しなければならなかった昨年の当初予算で審査ですね、特別委員会でやられたものがあったというふうに見たんですけども、そのときからこのスポーツ公園の体育館についていろいろと段取りしてきたというものであったということでございますけれども、このことが中間発表なり、議員に対して何らかの公表していくというふうなことがされなければならなかったのではないかと。

それから、もう一点が、昨日の一般質問でもお聞きしたんですけど、町民の皆さん方にもお知らせをするということが大事かというふうに思うんですけども、これはされずにですね、もうこの指定管理というふうに条例化されていくと、大きくこの体育館が変わっていくというふうに受け止められるというふうに思います。

このところについて、やっぱり民主的に町民の皆さん方に代わって我々いろいろと決議していかなきゃならんわけでございますけれども、そのところの対策について、やはり問題があるんじゃないかというふうに思いますが、その辺はどうでしょうか。まずはどうであったのかということと、また、これに対してどうしていくのか。そのことについてお聞きしたいと思います。

それから、もう一点、もし指定管理になるならば、指定管理料は幾らぐらいを考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

（11番 美濃良和 降壇）

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

（教育次長 曲里充司 登壇）

○教育次長（曲里充司） 美濃議員の御質疑にお答えをさせていただきたいと思えます。

昨年、スポーツ公園の老朽化に伴って建て替えの時期が近づいているということで、お話をさせていただきました。その中で、どのような手法で今後進んでいくのかということを、その場では具体的には説明をさせていただきませんでしたが、民間の知恵を借りながらいろんな手法も検討しながら、あるべきリニューアルの姿を今後、形にして進めてまいりますということでの説明はさせていただいたつもりです。

また、その町民の方へのお知らせという御質疑につきましては、リニューアル基本構

想、基本計画、そのたびにホームページ上、広報でお知らせをさせていただきながら、皆さんの御意見をお伺いするということで進めさせていただいているところです。

指定管理料につきましては、今のところ具体的な試算額というのはちょっと持ち合わせてはおりません。

以上です。

(教育次長 曲里充司 降壇)

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 町民の皆さん方には、何でお知らせしたんですか。ネットですか。ホームページですか。この町でどんだけの人がホームページを見てるのか。そういう点について、もしそうだったら不十分であるというふうに思うんですね。

それから、もう一点は、町議会に対しても、やはり何らかのこの間に4回の定例会があったわけでございますけれども、その間に全員協議会等での中間報告というのはされて当然ではなかったかというふうに思うんです。今議会の提案について、私は見てびっくりしたんですけれども、そういうふうな形でええんかどうか。このやり方でいいのかどうか。それが非常に気にかかります。やり方がそういうふうに気にかかりまして、今後もしそういうような形になってくるんか。どうも気になりますので、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） 美濃議員の御質疑にお答えをさせていただきたいと思えます。

基本構想、基本計画についての意見の聴取の仕方につきましては、ホームページのほうへ基本構想を数十ページにわたるものを掲載させていただいて、それに対して御意見をお伺いするということで進めさせていただいております。

現在、基本計画につきましても同じような形で、結構ページ数は多岐にわたるものですので、どうしてもそのような形でのお知らせの仕方にはなっております。

今後、利用団体の方に対しましても説明した上で進んでいくという形にはなります。なかなか年間通して四十何回となく業者さんと打合せをしながら進めてまいりましたが、なかなかその決まった構想にはぎりぎりでないに至らなかったという結果もありますので、なかなかその途中経過でのこの形というのはちょっと申し上げられなかった状況にはあるので、ちょっとそこら辺は御理解いただきたいと思います。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） さきの一般質問では、その指定管理料について、要するに宿泊及び飲食ですね、その部分については業者の責任でもってやってもらおうと。ただ、町としてはその管理ということで清掃とか多分その電気代、その他ということになるんかというふうに思うんですけれども、それだけで今までどれぐらいかかっているわけですか。当然、体育館があったんですから、しかも、あまり低い金額だったら指定管理はやるもんもないでしょうし、その辺はどうであるんですか。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） ちょっと実際、細かな数字はちょっと持ち合わせておりませんが、900万弱の数字が維持費としてかかっているという状況にはなっております。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

6番、埴谷高夫議員。

（6番 埴谷高夫 登壇）

○6番（埴谷高夫） 一点は確認ですけれども、この契約をいたしますと何年間ということになるのでしょうか。

そして、施設がきれいなうちに民間の業者に使ってもらって、そして収入も得ると。そして、古くなったら町に返されると。それだったら非常に困るわけですね。そこら辺はどう考えているのか、お伺いしたいと思います。

それから、こういうことは検討済みだと思うんですけれども、重大事故とかがあった場合は、どういう責任になるのでしょうか。それもお答え願いたいと思います。

（6番 埴谷高夫 降壇）

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

（教育次長 曲里充司 登壇）

○教育次長（曲里充司） 埴谷議員の御質疑にお答えをさせていただきたいと思っております。

契約期間につきましては、今後、最終的には詰めていくような形にはなりますので、今の段階では5年以上を想定をさせていただいております。

どの分の責任分担につきましても、そこら辺もその公募の前までにはきちっとまとめさせていただくような事項とは考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 曲里充司 降壇)

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 公募といいますと、どのような条件で公募するわけでしょうか。そういうの予定があったら教えてください。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） その条件について、今後、詰めさせていただいた上で公募を行って事業者を選定してまいりたいと考えております。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 公募の条件というのは議会に諮られるわけですか。そうじゃないですよ、多分ね。こういう具合に条件で決めましたということで契約の段階で多分議会に諮られるということになるんでしょうけれども、そこら辺は前もって私たち教えてもらえるんでしょうか。例えば、総務文教委員会にお話があるとか、全員協議会でお話があるとか、そういうことになるんでしょうか。

何せ 1 4 億円の施設を建てるわけですから、私なんかにとっては一大事ということになるわけで、それをいいところを持っていかれて、そして、あと古くなったら町で維持管理をしなければならないと。こうなったら、これが一番悲惨なことになるわけですよ。今、多くの自治体で箱をつくって、そして、あとどないするかって困ってるわけですよ。海南市なんかでも、あの建物は海南市にありましたけれども、県がつくったものの、後始末で大変で、水害の関係で海南市がうまく買ってもらえたんでいいんですけども、ああいう問題も起こり得るわけですよ。

だから、新しいうちはお客さんも来るかも分かりません、利用者も多いかも分かりませんが、すぐに飽きてしまうということもあるわけで。そして、すぐにほかのところが同じようなことをやっていく。有田市に同じような施設があるようですけれども、同じようなことをやっていくというのは十分考えられることでね。そうなったときは、地の利で言いますと、非常に不利な紀美野町は位置関係にあるわけですから、その辺どういうふうに考えているのか、お答え願います。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） 指定管理者制度の全般にも影響が及ぶような話にもなるかと思われます。ちょっと指定管理の担当課とは十分詰めさせていただいた上で、皆さ

ん方にお示しできる時期をちょっと調整はさせていただいてということで御理解いただきたいと思います。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

3 番、桐山尚己議員。

（3 番 桐山尚己 登壇）

○3 番（桐山尚己） 議案書の20ページですけれども、17条の新設されたところの4ですね、指定管理者は特別の理由があると認めるときは利用料金を減額し、もしくは免除し、または還付することができるというふうにございますが、これは特別の理由があると誰が認めるときなのでしょう。

（3 番 桐山尚己 降壇）

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

（教育次長 曲里充司 登壇）

○教育次長（曲里充司） 桐山議員の御質疑にお答えをさせていただきたいと思います。

議案書の20ページのところです。指定管理者が特別な理由があると認めるとき、減額もしくは免除、還付をすることができるということで、指定管理者にはなりますが、もちろん町での定期的なヒアリングを行いながら、濫用にはならないような形でチェックしながら進めたいと考えております。

以上でございます。

（教育次長 曲里充司 降壇）

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） ただいま、指定管理者の恣意的な運用というようなことにならないように定期的なヒアリングを行って、適正な運用がされるようにという、そういうふうに理解をいたしました。何か書面による別途規則を設けて縛りをつけるというようなことは考えていらっしゃるわけですか。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） 今のところは、書面にということではありませんが、指定管理者さんとは定期的な必ず会合を持って、事業収支であったり事業計画を必ずチェックするような形にはなっております。その段階で、そのような事案についてはこちらのほうでもチェックさせていただくというような形では考えております。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） 指定管理者との間では、契約書というようなものが結ばれるかと思うんですが、その中で何らかのそういった縛りというか規定を設けるということは考えられませんか。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） 指定管理者さんとは協定書であったり、そういうふうな形で交わす書類はありますので、一度ちょっといろんなところとも検討はさせていただいて、盛り込める項目、盛り込みの仕方がどうであるのかということも判断をさせていただいて、またちょっと協議はさせていただきたいなと思っております。

○議長（美野勝男） ほかに。

○3 番（桐山尚己） 休憩ちょっとよろしいですか。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 2 時 4 7 分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2 時 4 8 分）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから、議案第 10 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

11 番、美濃良和議員。

○11 番（美濃良和） 今、だんだんと人口が減り、また、このスポーツ愛好家の皆さん方もだんだんと年齢が高くなっていく中で減ってきています。今、問題の一番なっているのが、勤体、勤体と言っている勤労者体育館ですか、そのことなんですが、やっぱりお話を聞いてみると、勤労者体育館も利用者が少ないというふうに聞きます。町外から既に来られている方もおられるようなんですけども、今はそれよりもやらなければならないことがたくさんあるかというふうに思うんですね。高齢者の皆さん方が、

ああ、そうか。すみません。

(1 1 番 美濃良和 登壇)

○ 1 1 番 (美濃良和) 大変失礼いたしました。今、問題になっているこの勤労者体育館、だんだんと利用者が減ってきているというふうなこともあったりして、今これよりももっとしなければならないことがたくさんあるかというふうに思います。さきの高齢者の方々が引きこもりになっていくことに対して対策とするならば、高齢者のタクシーとか、そういうふうなこともしていかなきゃならないというふうに思います。

何にしても、今、指定管理をしていってどんだけの方が来てくれるのか。どんだけのまず指定管理をする方がおられるのか。また、その方がどんなふうに、どれだけ自分の収入があるというふうに見ておられるのか。もしなければ、どうなっていくのか。そういうふうな課題があるかというふうに思います。

何にしても、さきの説明では、体育館だけであるならば3億余しでできると。それに対して14億。そういうふうなこともあったりしてでしょうけれども、財政調整基金が約3分の1になってしまう。そういうふうないろんなところ、またその起債も残っていく。そこでもし利用する方々が少なくて、指定管理者がこの手上げた場合に、町にはそういうふうな起債とか、そういうものはどうしても残っていきます。

そういうふうなことで、今やらなければならないこと、これはこの大きなスポーツ公園というのではなくて、たちまち必要な体育館ですね。これについて、できるならば修理で済ませるならば取りあえずは修理して、もっと景気がよくなってきたときに建設する。あるいは、この説明であった現在のテント方式ですか、それであってもさきに言いましたように、3億円余し。こういうふうにして、この町の財政をもっと柔軟にしておくことのほうが必要であるかというふうに思います。

そういうことで、紀美野町スポーツ公園条例、このリニューアルに基づくこの条例に対して反対いたします。

(1 1 番 美濃良和 降壇)

○議長 (美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男) 反対討論ありませんか。

8番、北道勝彦議員。

(8 番 北道勝彦 登壇)

○８番（北道勝彦） 僕とこの孫ら、バドミントンしに木曜日行くんやけど、あんまり来てる人が少ないんよ。だから、おまんら行たら大勢あってできやんのちゃうかって。おじいちゃん、そんないって、こういうような状態じゃ。だから、僕は反対いたします、つくることに。

（８番 北道勝彦 降壇）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから、議案第１０号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（美野勝男） 起立多数です。

したがって、議案第１０号は原案のとおり可決されました。

◎日程第６ 議案第１１号 紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第６、議案第１１号、紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから、議案第１１号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから、議案第11号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第12号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第7、議案第12号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） 今、資産割について、だんだんとその金額を減らしながら、一方で、その資産割の減った部分を見ていかなきゃならんというふうなことで、今回の改正で見てみましたら、この均等割と平等割にその部分が来ているようですね。

やっぱり均等割、平等割というのは、低所得者にとってこたえるものであるというふうに思います。そういうふうなことで問題なく、町としては何らかの手だてを持っておられるのか。その辺のところについてお聞きしたいと思います。

（11番 美濃良和 降壇）

○議長（美野勝男） 坂税務課長。

（税務課長 坂 昌美 登壇）

○税務課長（坂 昌美） 美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

今回の改正につきましては、資産割を下げまして、その部分については均等割と平等割のほうで引上げさせていただいている内容となっております。低所得者の方については負担がかかってくるのではないかとということなんですけれども、低所得者については軽減割ということで7割軽減、所得に合わせて7割軽減、5割軽減、2割軽減というふうな形で保険税のほうも、そのような形で少しずつですけども軽減によって保険税を下げるような形を取っておりますので、そのあたりでカバーしていきたいというふうに考えてございますので、御理解賜りたいと思います。

(税務課長 坂 昌美 降壇)

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 均等割でこれで見ましたら、8,000円が8,700円に700円上がると。また、世帯割ですね、これが6,200円が6,700円と500円上がる。特定継続世帯というんですか、これについてもそれぞれ、特定は上がらんのですね。特定継続世帯は上がるということというふうになってはいますけれども、今のところ、7割軽減、5割軽減、2割軽減もあるんですか、それで十分にその均等世帯の引上げ分をフォローできるものであるんですか。

○議長（美野勝男） 坂税務課長。

○税務課長（坂 昌美） 条例のほうで記載されている金額については、軽減する金額を記載させていただいてますので、引き上げられた分で全体的にもその軽減額も増えてますので、同じだけ、同じだけっていうのはちょっとあれですけども、全体から上がった分のそれを軽減する金額も上がってますので、そんなに差はないかなというふうに思っております。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 軽減で、それに対しての少しでもということであるんかというふうに思いますけど、どうしても上がった分は上がった分であることにはもう間違いないですね。

やっぱり上がることが一番問題なんですけれども、というんですか、上げてくる国の方針というのは問題があるというふうに思うんですけれども、その中でもやっぱり均等とか世帯というのは、低所得者にとってこたえるというんですか、その部分にあると思うんですね。前は所得割上げたとか、たしか言われたというふうに思うんですけれども、だからっていうて、均等、世帯に来るっていうことは私は問題あると思うんです。

それと、もう一点、最高限度額、これについてはどうですか。

○議長（美野勝男） 坂税務課長。

○税務課長（坂 昌美） 美濃議員の質疑にお答えさせていただきます。

税率のほうで資産割を下げ、その部分を補うために今回は均等割、平等割のほうを上げさせていただいているんですけれども、やはり低所得者の方には負担がっていうことなんですけれども、県が示す標準税率額というものがございまして、それに少しずつ統一されるまでには近づけていくという目的がございます。

それを比較すると、今現在で言いますと均等割と平等割のほうの税率がちょっと開きが大きいので、そちらのほうで少しでも負担がかからないように少しずつ上げていくというふうな考えで、今回の改正案とさせていただきます。

また、限度額のほうなんですけども、一応そちらのほうも改正される予定でございます。それも含めた今回の試算となっておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（美野勝男） ほかに。

○11番（美濃良和） もう3回ですので、最高限度額のその金額は幾らですか。

○議長（美野勝男） 休憩します。

休 憩

（午後 3時03分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時04分）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから、議案第12号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） この町民の皆さん方で払う税金の中で一番大きい金額がこの国民健康保険税であるというふうに思います。その中で、やはり払っていかなければ、後のサービスが受けられない。そういうことから大変苦勞して払ってる方々もたくさんおられるというふうに思います。そういう中で、今、この均等割とか世帯割を上げるということについては大きくこたえる。

お聞きしましたが、この国民健康保険税のこのところの基金というのは相当残しているんですね。それはそれで大変なことだと思いますけれども、今、たしか令和12年でしたか、統一というふうなことになるというふうにたしか聞いているんですけれども、それまで上がっていくこの保険税ですね、そのところ基金でみていくという

ふうなことも一つの手段であるかというふうに思うんですが、何にしても、今大変景気が悪い。国は大変もうかって、いいところもありますけれども、我々の周辺では大変皆さん方が苦勞されている。その中で、ここの保険税が上がるということは大変問題だというふうに思います。

今後、最高限度額の引上げがあるということでございますけれども、これについてもたしか法律では、別に法律で上がってきたとしても、即上げなければならないということではなくて、要するに上限ということですから、それ以下だったら問題がないということで、今後このことについても問題になってくるかというふうに思います。

何にしても、この町民の皆さん方の暮らしを考えた場合に、この国民健康保険税条例の改正というのは私は問題だというふうに思います。ということから、この条例案に反対いたします。

(1 1 番 美濃良和 降壇)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから、議案第 1 2 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（美野勝男） 起立多数です。

したがって、議案第 1 2 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 1 3 号 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第 8、議案第 1 3 号、紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

1 1 番、美濃良和議員。

(1 1 番 美濃良和 登壇)

○ 1 1 番 (美濃良和) この条例に係る説明書を初日に頂いたんですけども、これで見ましたら、第 3 段階までは変更なしということであります。それからあと、第 4 段階以降について、いや、第 4、5、6、7、8 と変更なし。それ以下の方々については、この条件が変わってくるということになっているかというふうに思います。

もともと、第 1 段階、第 2 段階、第 3 段階辺りは減額というふうになっているんですけども、あと、紀美野町にとっては少ない方々になるかというふうに思いますけれども、この第 1 0 段階から 1 3 段階、新しい段階が増えてこういうふうになっているということでございますけれども、こういうふうに新たにこの金額が上がると。それについては、町としては、さきの国民健康保険税でもそうですけれども、国のほうがどんどんこういうふうに私たちのほうにいろんな負担を押しつけてくるわけでございますけれども、これに対して町としてはどのような対応をされたのか、まずお聞きしたいと思います。

(1 1 番 美濃良和 降壇)

○ 議長 (美野勝男) 森谷保健福祉課長。

(保健福祉課長 森谷善彦 登壇)

○ 保健福祉課長 (森谷善彦) それでは、美濃良和議員の御質疑にお答えさせていただきます。

今回の介護保険条例の一部改正については、令和 6 年度から 8 年度までの介護サービスに必要な給付費を見込み、それに対して第 1 号の被保険者、具体的に言うと 6 5 歳以上の方の負担割合、2 3 % に当たるわけなんですけれども、その必要額を求めた、総額については求めたものでございます。

国の介護保険の改正によって、国は第 9 段階から 1 3 段階に低所得者の方々について負担のないように、高所得のある方についてはまた負担増にはなるんですけども、低所得の負担にならないように改正された状況です。

それを踏まえて試算しているものでして、町といたしましては、介護保険料の負担増にならないように介護給付費の準備基金、令和 5 年度末で言うと 1 億 3, 0 0 0 万の積立額になる予定ですが、約 8, 0 0 0 万をその基金を活用して介護保険料の抑制を図っているところですので、国の制度も踏まえながら、基金を活用し、抑制に努めているところですので、御理解賜りますようお願いいたします。

(保健福祉課長 森谷善彦 降壇)

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 一応、担当のほうでもいろいろと検討されて3,000万円を基金からということであられるようでございますけれども、その中でも今回このように410万が何か線というふうなことのようなんですけれども、その上の方々については保険料が上がってくるということになってくるようなんですね。

うちの町としては、所得410万といたら大きいということですけども、しかし一般的に410万といえども、やはりとても大きな所得があるというふうには思えません。これ以上を何とかするってことについては、どうなのでしょう。基金を積み込むのを控えたということでございますけれども、これについてはどうか。もう一度、お聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 再質疑にお答えさせていただきます。

第1号被保険者の方々については約3,800人いらっしゃるんですけども、影響のある第9号の被保険者については約110人ぐらいいらっしゃいます。その方々については、9号については金額は変わらないんですけども、10号以降については対象者が65人程度いらっしゃって、介護保険料は高くなる場所なんです。国のほうでも審議会を開き、低所得にならないよう所得の再分配機能を強化し、介護保険の規則を改正したところでございます。

それに準じて、紀美野町についても同じように乗率をかけて介護保険料の設定をしているところでございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから、議案第13号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番（美濃良和） 介護保険条例の一部改正について、反対の立場から討論いたします。

今、質疑でいろいろとお聞きいたしまして、町としても努力をされて、この案ということになっているかというふうにお聞きします。しかし、大体からして国が我々から平成の初めに消費税の３％を取って、これから高齢者が増えていって若年の歳の若い者が大変苦勞するからということで取っておったのが、それがほとんど福祉のためじゃなくて、大企業の減税の穴埋めにされておったと。

そのほか、言うてるうちに今度は介護保険の制度が導入されて、介護保険料が取られる。今後、さらに改悪されて何か３以上でなければサービスが使えないというようなことも検討されているようであります。

何にしても、今、国のやり方というのは非常に大きく問題が、大変大きなところにはいいんですけども、この低所得のところにとって、また我々のような小さな自治体にとっては大きな負担が増えて、それが我々の中に一つの矛盾を生むような状況になってきています。

今の説明でありましたら、この第１０段階ですか、説明は。それ以上の方々についてはこの負担が増えてくると。六十何人かということで答弁ございました。何にしても、大変なこの今、景気も悪くなって、そして物価が上がって、年金が減らされて、そういうふうなことで私たちにとっては苦しい状況の中で、やはり引き上げるということについては私は問題があるかというふうに思います。

そういうことから、この条例案に対しまして反対いたします。

（１１番 美濃良和 降壇）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから、議案第１３号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（美野勝男） 起立多数です。

したがって、議案第１３号は原案のとおり可決されました。

◎日程第９ 議案第１４号 紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第９、議案第１４号、紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから、議案第１４号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから、議案第１４号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１４号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１０ 議案第１５号 紀美野町給水条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第１０、議案第１５号、紀美野町給水条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから、議案第１５号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　　これで討論を終わります。

これから、議案第１５号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第１５号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１１　議案第１６号　紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男）　　日程第１１、議案第１６号、紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　　これで質疑を終わります。

これから、議案第１６号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　　これで討論を終わります。

これから、議案第１６号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第１６号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１２　議案第１７号　紀美野町道路線の変更について

○議長（美野勝男）　　日程第１２、議案第１７号、紀美野町道路線の変更について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　　これで質疑を終わります。

これから、議案第１７号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから、議案第１７号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１７号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１３ 議案第１８号 紀美野町道路線の認定について

○議長（美野勝男） 日程第１３、議案第１８号、紀美野町道路線の認定について、議題とします。

これから質疑を行います。

７番、七良浴 光議員。

（７番 七良浴 光 登壇）

○７番（七良浴 光） すみません、上の川吉井原線というのが２本になったように感じてます。この上の川吉井原２号線の最終ですね、もともと橋があったかと思うんですが、その橋については復旧する考えがあるのか。それとも、いつ頃になれば復旧するという見通しが立っているのか、お尋ねしたいと思います。

（７番 七良浴 光 降壇）

○議長（美野勝男） 米田建設課長。

（建設課長 米田和弘 登壇）

○建設課長（米田和弘） それでは、七良浴議員の御質疑にお答えいたします。

吉井原橋という橋になろうかと思います。吉井原橋につきましては、もともと欄干がなく、水面下に沈んでしまう構造の一般的に潜水橋と呼ばれるものでございます。現在の法令、河川管理施設等構造令ってあるんですけれども、その中で同構造の橋を架けることはちょっとできないということで、橋につきましては、現在、迂回路等々も整備されている状況の中で、吉井原橋の役割を全うしたものと考えておりますので、今後、復

旧の見込みは立ってございません。

以上です。

(建設課長 米田和弘 降壇)

○議長（美野勝男） 7 番、七良浴 光議員。

○7 番（七良浴 光） であれば、今、議案第 17 号で話が出ました上の川吉井原線の道路整備が完璧に改修をして、潜水橋を渡った先の農地に行けるような道路整備は、いつまでに整備される予定ですか。

○議長（美野勝男） 米田建設課長。

○建設課長（米田和弘） 七良浴議員の再質疑にお答えいたします。

上の川吉井原線につきましては、なかなか整備が十分になってはございません。去年の 5 月の災害のほうで復旧のほうをまず急いでおりますので、今後順次、整備のほうは検討していきたいとは思っておりますが、時期のほうはまだ未定となっております。

以上です。

○議長（美野勝男） 7 番、七良浴 光議員。

○7 番（七良浴 光） 最初の建設課長の答弁では、その橋を架け替えることができないと。だから、迂回路で対応していくという答弁をされたと思うんですが、改修のできてない道路が何で迂回路として活用できるんですか。現場見てますか。川の近くまで車両が下りてきたときに、Uターンもできない道路状況ですよ。現場見てるんですか。はっきりとした答弁してください。

○議長（美野勝男） 米田建設課長。

○建設課長（米田和弘） 七良浴議員の再々質疑にお答えいたします。

現場のほうは確認させていただいております。ただ、すぐに全部整備するっていうことはなかなか難しいので、順次そのあたりは現状を確認した上で、差し当たって通行できる部分の迂回路ということで、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

(午後 3 時 29 分)

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時31分）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから、議案第18号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから、議案第18号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第19号 工事請負契約の締結について

○議長（美野勝男） 日程第14、議案第19号、工事請負契約の締結について、議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） 議案の参考資料の4ページなんですけれども、このところでこの工事に係る内容が説明されております。中井組が3,740万で落札ということで、落札率が64.85%というふうに変に低い金額になっています。調査基準価格が5,305万6,400円と、こうなっておるわけでございますけれども、これについてどのように調査されたのか、お聞きしたいと思います。

（11番 美濃良和 降壇）

○議長（美野勝男） 細峪副町長。

（副町長 細峪康則 登壇）

○副町長（細峪康則） それでは、私から美濃議員の御質疑にお答えをします。低入札価格調査委員会委員長としての立場でお答えをしたいと思います。

去る２月の１４日に、低入札価格調査委員会を開催いたしました。入札価格の内訳等を精査して、当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかについて調査を行ったものでございます。

その調査の内容を簡単に申し上げますと、株式会社中井組は県内でも多くの施工実績がございます。技術者につきましては、１級建築施工管理技士が６名、２級建築施工管理技士が１名おりまして、適正に施工が行われる会社であると判断しました。

今回、低入札に至った理由としましては、協力関係の下請業者が多く解体工事現場に従事した経験があり、その経験を基に積算を行ったからだと考えます。積算につきましては、協力会社からの見積書により積算されており、設計価格よりも安価になっておりました。特に、取壊し費用や発生材の運搬積込みについては、企業努力により安価に施工できるものと判断いたしました。また、安全対策につきましては、共通仮設費に現場事務所の設置及び安全対策として表示板やバリケードの経費が計上されておりました。現場では専任の主任技術者が常駐し、監督を行い、安全対策を徹底するとのことでありました。

工事期間について、現在のところ特に不足が予想されることもなく、工期どおり完成が見込めるということも判断できました。さらに、アスベスト除去工事についても、過去において何度も施工した実績があり、十分に業務を履行できるものと考えております。

以上によりまして、協力会社との間で信頼関係があり、工期内施工にも十分対応でき、また、地域住民に配慮しながら工事の安全対策を図り、適正に施工可能である会社と決定し、町長に報告したものであります。

以上でございます。

（副町長 細峪康則 降壇）

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから、議案第１９号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから、議案第19号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第20号 工事請負契約の変更について

○議長（美野勝男） 日程第15、議案第20号、工事請負契約の変更について、議題とします。

これから質疑を行います。

6番、埴谷高夫議員。

（6番 埴谷高夫 登壇）

○6番（埴谷高夫） 事前になぜ分からなかったのかっていうのを伺いたします。

（6番 埴谷高夫 降壇）

○議長（美野勝男） 米田建設課長。

（建設課長 米田和弘 登壇）

○建設課長（米田和弘） それでは、埴谷議員の御質疑にお答えいたします。

まず、御質疑ですけれども、事前になぜそういったことが分からなかったのかということであったかと思います。当初の段階では、まだ用地取得というのができていない状態で計画、用地買収ができていない計画段階におきましては、範囲全てのボーリングや地質調査はできないものとなっております。まだ買収してないので、その部分は全部することはできません。それで、起工時に必要な調査をすることで、かかる費用的なものっていうのを鑑みて適切な手法を取っていったものということで御理解賜りたいと思います。

以上です。

（建設課長 米田和弘 降壇）

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 以前も同様なことがあって、そしてボーリングができないと。ボーリングをなぜしないんですかって言ったら、あそこは用地買収ができてないのでという話がありました。

それはね、何らかの方法を考える必要があるんじゃないですか。やっぱりボーリングができない、用地者と交渉して、ボーリングだけでもやらせてもらおうと。そして、地盤調査を行って十分な計画を立てるようにしておく。

もう絶えずこういうことが起こりますと、非常に問題だと思うんですね。その辺のやり方、進め方というのを町のほうでどう考えているのか。今後ともこういう問題が起こるのかどうかというのを伺いいたします。

○議長（美野勝男） 米田建設課長。

○建設課長（米田和弘） 埴谷議員の再質疑にお答えさせていただきたいと思います。

それぞれボーリングとかいうものにつきましては、大型構造物を支持するための大方の目安というものと考えております。そこでいたずらに費用をかけて細かい調査を行うということは、費用的にも大きなものとなりますので、起工時に必要な調査をすることで適切な工法を選定していくということが一番経費的にも安く上がると、そのように考えておりますので、今後もそういったことは起こり得る可能性はあります。

できるだけ設計精度というのは上げていきたいとは思っておりますけれども、そういった部分では変更というのは生じてくるものと考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 私たちは専門家ではないので、これで幾ら減ったかとか、そういうことは分からないわけですね。したがって、当初予算でどういう予算が組まれるかというところで非常に注目してやっているわけです。工事の契約をするときも、どういふことでやっているのかというのは私たちの話に乗るわけですね。

ところが、こうやって減額でやられてくると。非常に議会としては審議のしにくい話になってくる。今後ともこういうことが起こりますよって言うんじゃないしに、やっぱり設計段階でなるべく正確なものを出すというのが本当の姿じゃないかと思います。

設計変更しますよというんじゃ、後で設計変更がありますよって。地盤調査ができてないんで設計変更がありますよっていう前提で、これから、ほんなら審議せんなんって

いうことになりますよね。それは非常に私は問題があると思います。

○議長（美野勝男） 米田建設課長。

○建設課長（米田和弘） 埴谷議員の再々質疑にお答えさせていただきたいと思
います。

設計のほうではできるだけ精度を上げて、今回の場合は最も安全側で判断して計画を
当初しておったものでございます。それが起工時に掘削した結果、支持層が浅い位置で
確認できたということで、その分の工法を変更したことによる変更ということになって
ございますので、できるだけそのあたりの設計については正確なものに近づけていき
たいとは考えてございます。

以上です。

○議長（美野勝男） もう3回終わりました。よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから、議案第20号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから、議案第20号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第21号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

○議長（美野勝男） 日程第16、議案第21号、固定資産評価審査委員会委員の
選任の同意について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから、議案第２１号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから、議案第２１号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（美野勝男） 起立全員です。

したがって、議案第２１号、固定資産評価審査委員会委員の選任の件は同意することに決定しました。

◎日程第１７ 議案第２２号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

○議長（美野勝男） 日程第１７、議案第２２号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから、議案第２２号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから、議案第２２号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（美野勝男） 起立全員です。

したがって、議案第２２号、固定資産評価審査委員会委員の選任の件は同意することに決定しました。

◎日程第１８ 議案第２３号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

○議長（美野勝男） 日程第１８、議案第２３号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから、議案第２３号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから、議案第２３号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（美野勝男） 起立全員です。

したがって、議案第２３号、固定資産評価審査委員会委員の選任の件は同意することに決定しました。

◎日程第１９ 議案第２４号 教育委員会教育長の任命の同意について

○議長（美野勝男） 日程第１９、議案第２４号、教育委員会教育長の任命の同意について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから、議案第24号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから、議案第24号、教育委員会教育長の任命の同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（美野勝男） 起立全員です。

したがって、議案第24号、教育委員会教育長の任命の件は同意することに決定しました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午後 3時50分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時51分）

◎日程第20 議案第25号 教育委員会委員の任命の同意について

○議長（美野勝男） 日程第20、議案第25号、教育委員会委員の任命の同意について、議題とします。

これから質疑を行います。

6番、埴谷高夫議員。

（6番 埴谷高夫 登壇）

○6番（埴谷高夫） すみません、ちょっと私間違っておれば、それでもう結構なんですけど、伊南さんっていうのは、先ほどの保護のほうの審議委員さんの方なんじゃないか。違ったら違ったら、もういいです。

(6 番 埴谷高夫 降壇)

○議長 (美野勝男) 東中教育長。

(教育長 東中啓吉 登壇)

○教育長 (東中啓吉) ただいまの御質疑にお答え申し上げます。違います。

(教育長 東中啓吉 降壇)

○議長 (美野勝男) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男) これで質疑を終わります。

これから、議案第 2 5 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男) これで討論を終わります。

これから、議案第 2 5 号、教育委員会委員の任命の同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 (美野勝男) 起立全員です。

したがって、議案第 2 5 号、教育委員会委員の任命の件は同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日 7 日から 1 1 日までの 5 日間、議案精読のため休会し、1 2 日午前 9 時から会議を開きたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (美野勝男) 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

散 会

○議長（美野勝男）

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 3時54分）